

○ 資源管理基本方針の一部を改正する告示（案）への提出意見及び意見考慮結果・理由等

※行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

※提出意見の件数は、意見提出者数で計算しており、本別紙の意見の数と一致しておりません（同一人が複数の意見を提出している場合があります。）。

※本別紙の意見のほか、今回の意見募集に関係ない御意見を1件いただきました。

整理 番号	意見	考え方
【変更事項1】漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について		
1	変更事項1のTACステップアップの3(2)のステップアップ2の期間の最長2年間の最長を除いて貰いたいと思います。3(3)ではステップ3に移行する場合に検討会で議論する事とされていますが、最長という言葉で進められては、ステークホルダー会合で合意形成出来なかった場合に困ると思います。	新たにTAC魚種に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、TACによる資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分に確立されていない場合等があります。このような資源について漁獲可能量による管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、管理の内容をステップ1からステップ3までへと段階的に順次実施する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとししました。 各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間で想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより

		<p>明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。</p>
2	<p>漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について</p> <p>貴庁が標記規定（以下「ステップアップ規定」）を示した事情を考察するに、「令和5年度中に漁獲量ベースで8割をTAC管理とする」との目標を公表したものの、TAC導入にあたっての会議（ステークホルダ会合等）において、漁業者をはじめとする関係者から疑問や懸念が噴出しそれらに丁寧に対応していると時間が経過し「目標」達成が困難になることから、それらの解決は先送りしてとにかく特定水産資源に指定してしまおうとするもので、特定水産資源に指定すること自体が目標となってしまうように感じられる。</p> <p>貴庁は、「ステップアップ規定」に基づき、特定水産資源に指定しても全面的な運用までの間に疑問や懸念は解決すればよいと主張するが、仮に漁業法第33条第1項に定めるような状況が発生した場合において、第三者から「採捕停止命令を発出ししないことは不作為に当たる」と糾弾された場合には、ステッ</p>	<p>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）本則の第8の1（4）に「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、特定水産資源の指定についても当てはまります。引き続き、TAC魚種拡大の議論にあたっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めてまいります。</p> <p>また、ステップアップ管理にあたって、ステップ1及びステップ2においては、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないものとしておりますが、管理年度内における漁獲量の推移等、ステップ1及びステップ2における漁獲状況から得た知見等について、ステップ3以降の管理に生かしてまいります。</p> <p>なお、今回の告示に基づく制度の実施運用において、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令をステップ1及び2の段</p>

	<p>プ1であっても採捕停止命令等を結局は発出せざるを得なくなるのではないか。</p> <p>課題を先送りして「実績（特定水産資源に指定）」を作ろうとするのではなく、漁業者等関係者の理解が得られない限りは特定水産資源に指定することのないよう、強く要望します。</p>	<p>階において行うことは想定しておりません。</p>
<p>3</p>	<p>変更事項1：漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規程について に対する意見</p> <p>国は、新たな資源管理の推進にあたって「関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」ことを新たな資源管理の推進に向けたロードマップに明記しております。</p> <p>これまでの国のステークホルダ会議等の進め方を見ていると、漁業者の理解不十分で合意形成されていないにも関わらず、次のステップに移行していると思えてなりません。今回の段階的導入に際して、国は改めて「関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」ことを再確認して頂き、次のステップへ移行する際には「関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」ことと明確に記載して欲しい。</p> <p>また、各ステップの期間がステップ1は最長1年間、ステップ2は最長2年間、ステップ3は遅くとも3年後と各ステップで期限が記載されている。これでは期限ありきで理解や合意不十分でも次のステップへ強引に移行するための根拠になって</p>	<p>各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間で想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間で想定」と規定することとしました。</p> <p>また、資源管理基本方針の本則の第8の1（4）に規定しているとおり、ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行してまいります。</p> <p>特定水産資源への指定（TAC管理への移行）にあたっては、これまで、資源の状況と併せて、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしており、今後もこれら取組を継続してまいります。</p>

	<p>しまう。この期限を削除し、期限がないことを明確にした上で、前述のように「関係する漁業者の理解と協力を得た上で「次のステップへ移行を」進める」旨の記載に改めて欲しい。</p> <p>漁業法では資源管理は漁獲可能量（TAC）による管理が基本とされているが、国は科学的知見が不十分で資源の将来予測が不十分な魚種についても強引にTAC管理に移行しようとしていると思えます。科学的に資源の将来予測が不十分な魚種については、漁獲量等の報告・収集体制を十分に整備し、科学的知見を集め、資源の将来予測が関係する漁業者の理解が得られてから、TAC管理へ移行すべきで、期限ありきでなく、科学的知見の充実を待ってTAC管理へ移行することを明記して欲しい。</p>	
4	<p>漁業関係者です。</p> <p>これまで、各魚種のステークホルダー会合等に参加しました。ステークホルダー会合等の水産庁説明内容と今回のパブコメ内容がずれている部分があると感じています。</p> <p>水産庁の担当課長補佐は「ステップ2からステップ3への移行は課題解決されてから進める。スケジュールありきで進めない」と明言され、今回の変更で明文化して反映されると発言されていました。しかし、実際は反映されていない部分が以下の内容だと思えます。</p>	<p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くため</p>

	<p>変更事項1 ステップアップの考え方の規定について  (3) ステップ2からステップ3への移行  ・「ステップ1とステップ2での取組について十分な進展が得られた上でステップ3の取組を開始する」とあるが、「十分な進展が得られた上で」、ではなく、  「ステップ2までの取組のなかで、TAC 管理を実施するために必要な課題がすべて解決され、漁業者の理解を得た上で、ステップ3の取組を開始する。」が水産庁の担当課長補佐がステークホルダー会合等で説明された内容である。修正を求める。</p>	<p>の機会を設けることとしており、御懸念には対応していると考えています。  なお、資源管理基本方針の本則の第8の1(4)に規定しているとおり、ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとしています。</p>
5	<p>資源管理は、その対象となる魚を有効かつ適正に利用して初めてその効果が発揮されるものであることから、対象となる魚の利用実態も十分に把握されるべきである。また、食物連鎖の考え方によれば、それら資源を支える植物プランクトンや動物プランクトン、他の魚種(小型魚・大型魚)との関係(因果関係)も十分に精査し、その関係性も含め、関係者説明を行うと共に、より効果の高い魚種から実施すべきである。  TACを実施する上で現状においては余りにも多くの漁業生産者が対象となる一方、それら漁業生産者の経営面での実態は明らかになっていない。  今後、産業としての成長化と効果的な管理を実施するためには、将来に亘り安定した経営が見込める者(実施者)を絞った上で取り組むことも検討すべきである。</p>	<p>漁獲可能量による管理にあたっては、十分な資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科学的知見を踏まえた資源評価等を実施しているところです。また、資源調査及び資源評価にあたっては、その独立性を確保する体制を整備することとしています。その上で、特定水産資源への指定(TAC管理への移行)にあたっては、当該資源評価結果等を周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしており、今後も継続してまいります。  漁獲量の報告を含めた情報収集体制の確立については、ステップ1及びステップ2において取り組むこととしており、両ステップの期間は合わせて3年間を想定しています。  「産業としての成長化と効果的な管理を実施するためには、将来に亘り安定した経営が見込める者(実施者)を絞った上で</p>

<p>TAC算出の基礎となる資源評価において、現状では漁獲実績が大きく関係しているが、実際の漁獲は経済的観点から、季節ごとにより価値の高い魚を狙うのが一般的な操業活動である。(待ちの漁法以外) また、私どもを含めた九州北西域の産地魚市場では、商品化のために水揚する魚の選別(魚種・サイズ仕分け)処理を行っているが、作業員不足により過去に比べ魚市場での処理能力は総じて低下している。</p> <p>よって、実際の資源状況を把握するためには、調査船によるデータ収集等、漁獲実績によらない客観的な収集体制を構築すべきである。</p> <p>・ステップアップ管理として、ステップ1では漁獲量の報告を含めた情報収集体制の確立と管理を実現するための課題整理及びそれらを解決するための取り組みを行うとあり、その期間は最長で1年となっているが、実態把握を含めた漏れの無い体制を構築するためには1年では足りないと思われる。また、初期段階における体制の整備は、今後の取り組みにも影響を与えることにもなり得ることから、複数年で対応すべきである。</p>	<p>取り組むことも検討すべき」との御意見については、今後の水産施策の参考とさせていただきます。</p>
---	--

6	<p>1 ステップアップによる管理は、現場への周知や問題点を確認しつつ、採捕の現状を把握したうえで効率的に資源管理を実施する観点からも合理的な考え方である。しかしながら、ステップアップの手順に関しては、以下の点を考慮し、数量管理実施までの年数にとらわれることなく慎重に行う必要がある。</p> <p>2 また、今回の変更対象とはなっていないが、水温や栄養塩等の環境が大きく変化しており、これらの環境変化が資源の増減に与える影響について検討する旨の項目を追加すべきである。</p> <p>そうしなければ、資源量が減少した全ての責任が漁業者の獲りすぎによるものであると誤解されかねず、逆に言えば、漁獲を減らせば資源が回復するといった単純なものでもない。</p> <p>漁業者が資源管理に取り組むモチベーションを維持するためにも、過剰漁獲によって資源が減少しているのか、環境変化によって減少しているのかについて、少なくとも双方に起因していることを記載すべきである。</p> <p>そのうえで、資源管理目標の設定にあたり、漁獲量を減らすだけで達成可能なものかどうか、環境要因によって達成できない場合は、国が責任を持って国民に対して水産資源を持続的に供給するための施策として、可能な限りの環境改善措置を実施し、目標達成に向けて漁業者と共に努力する旨の記述が必要である。</p>	<p>ステップ1とステップ2の期間について、1年間又は2年間を「想定」しており、特にステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p> <p>自由漁業による漁獲を含め、漁業者による漁獲量の報告を含めた情報収集体制の確立については、ステップ1及びステップ2において取り組むこととしております。遊漁による採捕量については、昨年度に報告システムを構築したところであり、関係団体、都道府県庁等を通じて、採捕量の報告について協力を依頼することにより、その把握に努めています。</p> <p>資源管理を適切に行うためには、その前提として、水産資源の種類ごとに、資源量の水準及びその動向を的確に推定することが不可欠であり、十分な資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科学的知見を踏まえた資源評価等を実施しています。</p>
---	---	---

3 「ステップ1の期間は最長で1年間とし」を削除し、ステップ1で解決しなければならない課題を列挙し、その課題が解決されて時に初めてステップ2に移行すべきである。

(1) 資源にアクセスする者の特定

クロマグロの場合、資源にアクセスする者を特定するために1キログラム以上の採捕実績がある者に対して広域委員会が承認し、管理を行ってきた。その場合、実際に採捕する漁業者の数は限られているとはいえ、承認を行っている3海域の合計が1万件を超えている。

一方、ブリやマダイ等の魚種は、自由漁業で採捕する漁業者はもちろん遊漁による採捕もクロマグロに比べ圧倒的に多いと考えられる。これらの資源にアクセスする者を委員会承認制によって管理することは行政効率の面からも非現実的であると思われる。

このため、採捕する者を特定しないまま管理を行うことが可能かどうか、遊漁等による採捕がどの程度あるか、先ず、詳細な調査（これまで、遊漁船業者による漁獲量調査しか行われていない）が必要である。そのうえで、自由漁業による漁獲や遊漁者による採捕が資源にどの程度影響をあたえるのか判断したうえで、資源評価を行うべきである。

(2) 漁獲情報の把握

性善説に基づく漁獲情報の収集だけで、適正な管理が可能であるかの検討が必要である。これを怠れば、泥棒に縄を渡した状態のまま、採捕停止を伴うような厳しい管理を不公平感なく

なお、資源が漁獲以外の原因によっても減少することについては、資源管理基本方針の本則第1の2(3)に、「水産資源は、餌不足、被捕食、生態系の変化等の漁獲以外の原因による死亡（以下「自然死亡」という。）及び漁業者その他の人による漁獲によって減少する」旨を記載しています。その上で、自然死亡は、人為的には管理できないことから、設定された資源管理の目標の達成のためには、漁獲量の管理が重要と考えております。

漁獲情報の管理について、「国や都道府県の公的機関が直接水揚の現場において実態を確認する体制を構築し、拡大していくべきである」との御意見については、今後の水産施策の参考とさせていただきます。

実施できるとは思えない。管理の網の目をすり抜ける量が多くなれば、わが国が IUU 漁業天国に陥る危惧がある。

一部の漁協や市場にシステムを導入し、情報提供をお願いするだけでなく、国や都道府県の公的機関が直接水揚の現場において実態を確認する体制を構築し、拡大していくべきである。

4 「ステップ2の期間は最長2年間」を削除すべきである。海面漁業生産統計（遊漁や漁協に所属しない漁業者等の漁獲情報は含まれていない）と採捕報告との間に大きな差が生じないことを確認し、卸売市場における銘柄別産地別の市場統計等との整合を確認することで遊漁者等の採捕数量の補正を可能としたうえでステップ3に移行すべきであると考ええる。

5 ステップ2からステップ3への移行に関しては、特に慎重を期すべきであり、法第30条に基づく採捕報告に係る都道府県規則違反及び法第33条に基づく採捕停止に係る都道府県規則違反が公平に罪に問える体制を構築することが肝要である。

法第11条第2項第5号に基づく都道府県への漁獲可能量配分の在り方、法第14条に基づく都道府県が定めた管理方針に基づき管理すべき海面の範囲、前述した採捕報告及び採捕停止に係る都道府県規則の適用範囲、法第57条及び58条に基づく知事許可漁業に係る管理管轄範囲、法第119条第2項に基づき制定された都道府県漁業調整規則の適用範囲並びに法第120条の規定に基づく海区漁業調整委員会指示の適用範囲について

	<p>整合を図り、齟齬が無いよう措置しなければ、ステップ3に移行することができない。</p> <p>ただし、都道府県に管理を任せるのではなく、国が自ら管理を実施すればこの問題は解決し、都道府県の協力体制をいかに構築するかが鍵となる。</p>	
7	<p>国は、新たな資源管理の推進にあたって、「関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」ことを新たな資源管理の推進に向けたロードマップにおいて明記しているが、これは漁獲可能量による管理の段階的導入における各ステップへの考え方の規定にあたっては、同じ考えのもとでなされるべきである。ついでには、漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）にあたっては、漁業者の理解と協力を得た上で進めることを改めて示していただきたい。</p> <p>また、次のステップへの移行期間について、「最長」との文言があることで「期限ありき」との誤解を与えかねないことから、この文言の削除等の修正をするなど期限がないことを分かるようにしていただきたい。</p>	<p>資源管理基本方針の本則の第8の1（4）において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、ステップアップ管理についても、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していきます。</p> <p>各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。また、ステップ1の期間についても、「1年間を想定」としました。</p>

8	<p>1. 変更事項1：ステップアップの考え方</p> <p>(1) 全体的意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業関係者の十分な理解と納得なしに、ステップ1に入らないことやステップアップしないことを確約してほしい。</li> <li>・2ページ目の「2 変更の趣旨」を読むと、ステップアップ管理対象資源は、漁業関係者の中にTAC管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、漁獲量の収集報告体制が十分確立されていない資源や、漁獲実態が十分に把握されていない資源とされている。しかし、上記以外でも、加入量の変動等が大きい、混獲による採捕が多い、資源評価の精度が不十分などの魚種で、適切な管理を実現するための課題が大きい資源については、ステップアップの対象とすべき。</li> </ul> <p>(2) 個別意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ページ目の3(1)ステップ1の下から6行目の但し書き「ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。」を削除。</li> </ul> <p>(理由) ステップ1は漁獲量報告の体制確立に集中すべき。参考とはいえ、配分数量が提示されてしまうと、その数値の遵守につき気を遣うこととなり、結果として、ステップ2と変わらないものになってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3ページ目の上から4行目「ステップ1の期間は最長で1年間とし、」を「ステップ1の期間は最長で1年間を想定し、」に</li> </ul>	<p>(1) 全体的意見について</p> <p>資源管理基本方針の本則の第8の1(4)において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまります。その上で、特定水産資源への指定(TAC管理への移行)にあたっては、これまでも、資源の状況と併せて、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしており、これら取組は今後も継続してまいります。</p> <p>ステップアップ管理の対象となる資源に関する御意見に関して、漁業実態等が十分に把握されていないような資源についてステップアップ管理をすることができるものとしており、御意見の中で言及いただいたような資源も含め、ステップアップ管理の対象とするかどうか、個別に判断してまいります。</p> <p>(2) 個別意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップ1では、将来の円滑な数量管理に向けて、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量を提示することとしています。このため、その数量を超えて漁獲した場合でも、罰則が適用されるわけではありません。</li> <li>・ステップ1とステップ2の期間を合わせて3年間を想定しており、ステップ1の取組は、ステップ2においても継続するこ</li> </ul>
---	---	---

<p>修正。</p> <p>(理由) 1年間ではステップアップにつき漁業関係者の十分な理解と納得が得られない可能性もあることから、ステップ2と同様の書き方にし、延長の余地を残すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ページ目「(2) ステップ2」の1パラ6行目、最後の文章の後に以下の通り追加。</li> </ul> <p>「・・・数量を提示する。なお、資源の特性や漁業の実態等を踏まえ必要な場合には、漁期中における資源状況や漁場形成の状況に応じた漁獲枠の弾力的な調整方法等について検討を行うこととする。」</p> <p>(理由) ステップ1では「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題」が整理される。この課題への対処が新魚種のTAC管理の鍵になると考えられるが、ステップ2では、この課題に関する具体的な検討内容等について触れられていない。これまでのステークホルダー一合会での議論を踏まえ、必要な場合には漁期中における漁獲枠の弾力的な調整方法等を検討する旨記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ページ目の「(3) ステップ2からステップ3への移行」の1行目「・・・及びステップ2での取組について十分な進展が得られた上で・・・」を「・・・及びステップ2での取組について漁業者や加工流通業者等の理解と納得とともに十分な進展が得られた上で・・・」に修正。</li> </ul> <p>(理由) 原案では「十分な進展が得られた」のを誰がどのように判断するのか不明。「十分な進展」においては、「漁業者、加</p>	<p>ととしています。このため、当初案の段階から、ステップ1の取組を1年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ1の期間について、「1年間を想定」と規定することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「全体的な意見について」の回答のとおり、資源管理基本方針の本則の第8の1(4)において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまります。</li> <li>・ 「(3) ステップ2からステップ3への移行」の下から2行目「・・・獲可能量の配分基準等について、漁業者や・・・」を「・・・獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の手法等について、漁業者や・・・」に修正</li> </ul> <p>という点について、いただいた御意見を踏まえて修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステップ3において、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに資源管理基本方針について検討を行うことについては、資源管理基本方針の第9の規定に基づいて、おおむね5年ごとに検討を行うこととされているところを3年に短縮しようとするものであり、その内容については、資源管理基本方針の第9に規定された内容と統一的なものとすることが妥当であると考え</li> </ul>
---	--

<p>工流通業者等」の理解と納得が得られることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 3 ページ目の「(3) ステップ2からステップ3への移行」の下から2行目「・・・獲可能量の配分基準等について、漁業者や・・・」を「・・・獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の手法等について、漁業者や・・・」に修正。</li></ul> <p>(理由) 漁業者や加工流通業者に説明する内容の例示として、ステップ1及び2を通じた最重要課題である「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理」を記載することが不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 3 ページ目「(4) ステップ3」の5行目「・・・ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、・・・漁業の動向その他の事情を勘案し・・・」を「・・・ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、ステークホルダー会合を開催して漁業者や加工流通業者等の意見を聴いたうえで、直近の資源評価、・・・漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の実施状況その他の事情を勘案して・・・」に修正。</li></ul> <p>(理由) 3年後までのレビューに際しては、前項(3)と同様、ステークホルダー会合を開催して意見を聴くべき。また同様に、勘案事項として、最重要課題である「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理」を明示することは不可欠。</p>	<p>ています。</p>
--	--------------

9	<p>1. 変更事項1：ステップアップの考え方</p> <p>ア：3ページ目「(2) ステップ2」の1パラ6行目、最後の文章の後に以下の通り（「なお、・・・こととする。」を）追加。  「・・・数量を提示する。なお、資源の特性や漁業の実態等を踏まえ必要な場合には、漁期中における資源状況や漁場形成の状況に応じた漁獲枠の弾力的な調整方法等について検討を行うこととする。」</p> <p>（理由）ステップ1では「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題」が整理される。この課題への対処が新魚種のTAC管理の鍵になる最重要課題と考えられるが、ステップ2では、この課題に関する具体的な検討内容等について触れられていない。これを検討することが誰の目でもみてとれるよう、「必要な場合には漁期中における漁獲枠の弾力的な調整方法等を検討する」旨具体的に記載すべき。</p> <p>イ：3ページ目の「(3) ステップ2からステップ3への移行」の1行目「・・・及びステップ2での取組について十分な進展が得られた上で・・・」を「・・・及びステップ2での取組について漁業者や加工流通業者等の理解と納得とともに十分な進展が得られた上で・・・」に修正。</p> <p>（理由）原案では「十分な進展が得られた」のを誰がどのように判断するのか不明。「十分な進展」においては、「漁業者、加</p>	
---	---	--

工流通業者等」の理解と納得が得られることが前提のはずであり明記すべき。

ウ：3ページ目の「(3) ステップ2からステップ3への移行」の下から2行目「・・獲可能量の配分基準等について、漁業者や・・・」を「・・獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の手法等について、漁業者や・・・」に修正。

(理由) 漁業者や加工流通業者に説明する内容の例示として、ステップ1及び2を通じた最重要課題である「対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理」を記載することが不可欠。

エ：3ページ目「(4) ステップ3」の5行目「・・・・ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、・・漁業の動向その他の事情を勘案し・・」を「・・・・ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、ステークホルダー会合を開催して漁業者や加工流通業者等の意見を聴いたうえで、直近の資源評価、・・漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の実施状況その他の事情を勘案して・・」に修正。

(理由) 3年後までのレビューに際しては、前項(3)と同様、ステークホルダー会合を開催して意見を聴くべき。また同様に、勘案事項として、最重要課題である「対象資源の特性及び

	<p>当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理」を明示することは不可欠。</p>	
<p>10</p>	<p><b>【意見】</b></p> <p>○変更事項1「漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について」の「3変更事項の内容」の「(2)ステップ2」中、3段落目の「ステップ2の期間は最長2年間を想定し、この期間において、」を「ステップ2において、」に改める。</p> <p>○同「3変更事項の内容」の「(3)ステップ2からステップ3への移行」中、1行目の「十分な進展が得られた上で、」を「十分な進展が得られたことについて漁業関係者の理解を得た上で、」に改める。</p> <p>また、6行目の「漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける。」を「漁業者や加工流通業者等関係者に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設け、当該関係者の理解を得た上でステップ3へ移行することとする。」に改める。</p> <p><b>【説明】</b></p> <p>・漁業法に定められた以上、漁獲可能量による資源管理はやむを得ないといえども、当該漁獲可能量算定のための資源評価が、日々の操業を通じて実感している漁業者の現場感覚と著し</p>	<p>各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。</p> <p>資源管理基本方針の本則の第8の1(4)において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまります。</p>

く乖離しているため、漁業者は、国が示す資源評価や漁獲割当量が信頼できず、安心して資源管理に取り組むことができない状況となっている。

・これは、当該水産資源の特性や現状及び漁業の実態等を十分に踏まえずに行われた杜撰な資源評価によるものと考えられ、実際に操業を行う漁業者の信頼と納得を得ることができなければ、漁業者にとっては、ただ罪人を作り出しあるいは理不尽な操業制限を課せられるだけの、意味のない資源管理になる。

・漁業者が納得して前向きに取り組むことができる資源管理とするためには、資源評価の精度向上が不可欠であり、ステップ1を、情報収集体制の整備と漁業実態等を踏まえた課題の整理、さらに漁業者による自主管理の効果を検証する段階に位置付け、段階的に資源評価の改善と漁業者の不安解消に取り組もうとする姿勢は評価できる。

・一方、ステップ2は漁獲可能量の試行配分を行う段階に位置付けられ、最長2年の期間で、漁業の実態等を踏まえた資源管理実現のための課題解決について十分な進展を得ることとされているが、最大の課題である「漁業者が納得できる資源評価」が2年間で実現できるかは不透明で、むしろ、これまでのカタクティワシ太平洋系群に関する現地説明会やステークホルダー一會合等の議論を振り返ると、漁業者感覚との乖離は甚だし

く、短い期間での課題解決は到底困難と考えられ、十分な時間をかけて漁業者の納得が得られる資源評価の精度向上を図るべきで、ステップ2の期間を最長2年間と規定することはきわめて不適切である。

・また、ステップ2の期間を最長2年間と限定することは、令和5年9月22日開催のカタクチイワシ太平洋系群検討会において、水産庁資源管理部長が「十分な進展がなければステップ3には移行しない」と明言されていること、令和5年5月31日開催の全漁連総合政策部会における藤田資源管理部長（当時）の「ステップ1にのせたら自動的に4年目にはステップ3に上がるということはないと明言する」との発言とも矛盾し、水産庁の対応は場当たりの一貫性がないと言わざるを得ない。

・ステップ2からステップ3への移行については、ステップ3の開始に先立ち資源管理方針に関する検討会を開催して説明し、意見を聴く機会を設けることとされているが、ステップ3は強制措置の発動が可能となることから、その移行には丁寧な対応が必要である。検討会の開催事実をもってステップアップの手続きを果たしたことになるように、資源評価を始め漁業の実態等を踏まえた資源管理を実現するための課題が十分解決されていることに関し、漁業関係者が納得していることが不可欠であり、ステップ3への移行は関係者の理解を得た上でなされるよう改める必要がある。

1 1	<p>持続的漁業を実現する上で、水産資源を適切に管理することは重要であり、TAC 管理が漁業実態を踏まえた適切な資源評価の下で運用される場合、導入推進をすることは意義のあること。</p> <p>しかしながら、今回示された TAC 管理の段階的導入の考え方には、資源評価や管理目標設定に関して漁業者や研究者より指摘されている多くの課題や問題点の対処に向けたスケジュールとの連動性がなく、とにかく暫定の漁獲可能量を与え配分調整等を数年間試行してから本格運用するというだけのもの。TAC 導入の実績を作るための方法と断じざるを得ない。</p> <p>そのような TAC 管理上の課題や問題点の指摘が多い魚種については、当事者である漁業者にとって、この解決が優先されるべきであることは明らかである。</p> <p>今回示された考え方は、取り進めの手順が反対であり、当該魚種の TAC 管理に懸念を有している漁業者にとって受け入れがたいものである。</p> <p>ステップアップは T A C 管理運用上の課題解決を段階的にすすめるための制度という認識であることから、資源評価上の課題はステップアップに入る前に解決しておくことが必須である。</p> <p>ブリを例にとれば、道総研からは現行のコホート解析では、推定される資源量が数量管理によって抑制された漁獲実績に大きく左右されるという致命的な欠点を有していることや、全</p>	<p>資源評価については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国際的にもそんな色のない資源評価手法をベースに、</li> <li>② 現時点で最善のデータ・手法を用いて、関係都道府県水産試験場等とともに実施しています。</li> </ol> <p>一方で、資源評価には一定の不確実性があり、ステップアップ管理の期間を活用して、収集された漁獲量等のデータをもとに資源評価の改善を行うとともに、対象資源の特性や資源評価の不確実性等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指すこととしています。なお、ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 ( 4 ) に規定のとおり、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行してまいります。</p>

国的に上位の漁獲量である北海道においても、銘柄別漁獲量による年齢分解しか行われておらず、コホート解析の根幹となる年齢別漁獲尾数の推定精度が甚だ不十分な状況にある等の指摘があった。今後、数年かけて資源量推定法の改良が図られ再生産関係が変更になった場合には、目標管理基準値や神戸チャートの位置、それに伴うシナリオの考え方自体も大きく変更される可能性があり、ステップアップの試行で得られる示唆が全く意味のないものになる恐れがある。

マダラ資源について、過去5カ年の平均漁獲量をもとに資源を推定する新2系ルールでは、2～3年おきに漁獲量の増減をくりかえす資源については、豊漁のときに漁獲量を抑制し、不漁のときに漁獲量を増やすという本来の資源管理の理念に反する漁獲量を設定してしまいかねないという懸念がある。マガレイ・ソウハチ資源について、資源評価のデータの入手先が特定の漁法や地域に偏っていることに対して、資源管理手法検討部会において、資源評価のあまりの不確実さに対して異論が噴出しているところ。

「資源調査及び資源評価の結果は、資源管理の基礎となるものであり、その科学的妥当性及び透明性を確保することが極めて重要（資源管理基本方針第1-2-(1)）」とある通り、TAC管理の導入の検討にあたって、当該魚種の生態の把握や漁獲データの分析、それに基づいたチューニング方法、年齢分解等、目の前の課題解決に取り組み科学的妥当性を確保した資源評価体制を確立することが不可欠。

	<p>また、定置漁業や沖底漁業における混獲魚種対策として、留保枠や融通などの事後的対応ではなく、魚種選択を可能とする漁獲手法が示されなければ、漁業現場が混乱することとなる。</p> <p>加えて、マグロ資源の増加によりイカ漁業への影響が懸念されてきたように、当該魚種の資源増加を図ることによる他資源への影響について、取り返しが見つからない事態に至ることがないよう、十分な調査が必要である。</p> <p>国は、新たな資源管理の推進にあたり、「漁業者の理解と協力を得た上で取り進める」と明言しており、該当魚種において関係漁業者から TAC 管理上の懸念が噴出しているものについては、「TAC 管理の段階的な導入の考え方」を適用せず、課題の解決を最優先するものとし、漁業者の理解を得た上で取り進めずという約束の履行を強く要望する。</p>	
12	<p>「漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定に係る意見</p> <p>今般の規定について、“変更の趣旨”の中で、資源評価のことが全く触れられていない。ロードマップで示されている”MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種”とされいて、これまでTAC拡大魚種候補（マダラ北海道やソウハチ・マガレイ北海道等）に関する”手法検討部会”で、未だに評価レベルがそこまで至っていない魚種までも、このステップアップ方式でTAC管理とされるのは全く納得できない。</p>	<p>資源評価については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国際的にもそんな色のない資源評価手法をベースに、</li> <li>② 現時点で最善のデータ・手法を用いて、関係都道府県水産試験場等とともに実施しています。</li> </ul> <p>一方で、資源評価には一定の不確実性があり、ステップアップ管理の期間を活用して、収集された漁獲量等のデータをもとに資源評価の改善を行うとともに、対象資源の特性や資源評価の不確実性等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指すこととしています。</p> <p>ステップ1とステップ2の期間について、1年間又は2年間</p>

また、手法検討部会やステークホルダー会議の場での水産庁の説明は、期間は決めないとしているが、この規定では、ステップ1は最長1年、ステップ2は最長2年と限定されており、今までの水産庁の説明と矛盾する。現行のTAC魚種でも20年の時間が経っているが、未だに課題が多くあるのに、この期間でTAC導入することは現場は大混乱する。

TAC拡大魚種に係るステークホルダー会議では、関係する漁業者の皆さんからはステップアップに入る前に、やることあるとの発言が大多数であり、ロードマップに書かれている、“漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。”とは全く矛盾した内容となっている。

漁業法を改正するまえの説明でも、資源管理については漁業者等の理解を得てから進めるとしていた。

資源管理は水産資源を持続的に利用する上では重要であることは承知しているが、スケジュール在りきの進め方に大反対。

先にTAC管理ではなく、なぜその資源についてTAC管理が必要なのか、今まで漁業現場で行われてきた自主管理による

を「想定」しており、期限ありきで次のステップへ移行するわけではありません。特にステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。

なお、ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、資源管理基本方針の本則の第8の1(4)に規定のとおり、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行してまいります。

また、個々の漁業者が資源管理の意識を有していたとしても、資源を利用する関係者が共通の目標をもって資源管理に取り組まなければ、結果的に資源の持続的利用が図られない恐れがあることから、改正された漁業法に基づき、数量管理基本とした資源管理措置の導入を検討しているところです。

	<p>調整を含めた資源管理の検証をするべきではないのか。長年、現場での漁業者間では調整が図られ、資源管理をしている実績があり、それを全く無視した対応は、漁業者間の調整問題までの崩壊を招きかねない。</p> <p>我が国の漁業制度に、全く漁業制度で運用されている欧米の資源管理方法が本当に良いのかも改めて検証するべきではないのか。</p> <p>資源管理を一番考えているのは漁業者であり、敢えて資源を崩壊するような操業はしない。</p>	
13	<p>1. TAC 管理におけるステップアップの考え方の導入について</p> <p>TAC 管理を円滑に実施するため、管理内容を順次発展させるステップアップ（段階的導入）の考え方を、新たに方針に規定することについては賛成。</p> <p>ただし、ステップアップの期間を、ステップ1は最長1年間、ステップ2は最長2年間を想定、としているが、通常のTAC対象種と同様の管理を行うステップ3の段階に機械的に移行するような取り扱いは絶対にしないこと。単に意見を聞く機会を設けるのではなく、ステークホルダー会合等を通じて十分な意見交換を行い、漁業関係者の十分な理解と納得なしに段階を進めないことを指針に明確に記載すべきである。</p>	<p>各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」とするなど、ステップ1及び2の期間について、最長で3年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。また、ステップ1の期間についても、「1年間を想定」としました。</p> <p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された</p>

		<p>漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p> <p>なお、資源管理基本方針の本則の第8の1(4)において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまります。</p>
14	<p>【変更事項1】漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について</p> <p>○ 底びき網業界としては、資源管理の取組は重要と認識しており、これまでも率先して取り組んできたところ。また、ある程度まとまった数量を安定的に地元で水揚げする地域密着型漁業として貢献。</p> <p>○ 底びき網漁業は、限られた漁場に生息あるいは回遊する多種多様な魚介類を複合的に漁獲し、その獲り分けが困難なことから、TAC対象魚種が拡大しても操業を止めることなく数量管理を行うための運用方法いかにが死活問題となり、また、地域経済に与える影響も大。</p>	<p>1点目の御意見について、現状においても、海面漁業生産統計等により、一定の精度で漁獲実態等は把握できていると考えています。ステップ1及び2において、都道府県庁等と協力しながらTAC報告体制の整備等を進めることで、さらに高い精度で漁業実態等を把握することが可能となり、資源評価の改善や漁業実態に適合した管理が可能となると考えています。</p> <p>2点目の御意見について、課題の整理については、特定水産資源への指定に際して開催する資源管理の方針に関する検討会において、可能な範囲で事前に整理を行うように努めます。また、整理された課題については、ステップ1及び2において収集される漁獲量データ等をもとに解決を図っていくことで、漁</p>

<p>○ 底びき網漁業者としては、今回示された「漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定」に基づき見切り発車で「ステップ 1」に入った場合、いずれ半ば強引に「ステップ 3」に移行されかねないとの不安があることから、下記の 3 点について意見。</p> <p>1. 「2 変更の趣旨」では「？漁獲量の積み上がり方等当該資源の漁業実態等が十分に把握されない場合？」とあるが、事前に漁業実態等を十分に把握した上で「ステップアップ管理」に移行すべき。</p> <p>2. 「3 変更事項の内容」の(1)「ステップ 1」では「？対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、？」とあるが、事前に課題を整理し、解決方策にある程度の見通しを得た上で「ステップアップ管理」に移行すべき。</p> <p>3. 「3 変更事項の内容」の(3)「ステップ 2 からステップ 3 への移行」では「ステップ 1 及びステップ 2 の取組について十分な進展が得られた上でステップ 3 の取組を開始する」とあるが、判断基準を明確にするため「ステップ 1 及びステップ 2 の取組について十分検証し、進展が認められたと関係者が判断した場合にステップ 3 の取組を開始する」に改めるべき。</p>	<p>業実態に適合した管理が可能になると考えています。</p> <p>3 点目の御意見について、ステップ 2 からステップ 3 への移行にあたっては、ステップ 1 及びステップ 2 での取組について十分な進展があった場合に、ステップ 3 の取組を開始することとしています。このため、ステップ 3 の開始に先立ち、ステップ 1 及びステップ 2 における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p> <p>なお、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 (4) において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、ステップアップ管理についても、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していきます。</p>
--	---

15	<p>【変更事項1】漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について</p> <p>・「ステップ2の期間は最長2年間を想定」としているが、ステークホルダー会合で露呈したように、現状では資源評価の信頼性に大いに疑問が残る。完璧に将来予測できる資源評価は不可能であることは無論承知しているが、程度の問題であり、不確定要素が大きすぎる。たった2年間では漁業者の理解を得るには短すぎるため、「延長もある」ことを明記すること。</p> <p>・ステップ2からステップ3への移行について、「十分な進展が得られた上で」とし、「漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける。」としているが、従前からの約束事である「漁業者の理解を得てから移行する」ことを明記すること。</p>	<p>ステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。</p> <p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p> <p>なお、資源管理基本方針の本則の第8の1（4）において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまりません。</p>
----	---	--

<p>16</p>	<p>新たな資源管理の推進には、漁業者の理解を得て進めることを資源管理ロードマップにおいて明確に定義づけているが、漁獲可能量による段階的導入の各ステップの考え方についても、全く同じ考えで進めるべきある。管理の段階的導入あっても改めて漁業者の理科と協力を得て上で進めるべきことを示してから進めるべきと考える。移行期間について最長と文言が定義づけられているが、漁業者側から見ると期限ありきと誤解を与える内容とも取れることから、この文言削除の上、適正な文言修正をして期限がないことを明記すべきと考える。マダラ資源について、過去5カ年の平均漁獲量をもとに資源を推定する新2系ルールでは、2？3沖に漁獲増減を繰り返す資源については、豊漁の時に漁獲量を抑制し、不漁の時に漁獲量を増やすという本来の資源管理の理念に反する漁獲量を設定してしまいかねないという懸念がある。マガレイ・ソウハチ資源について、資源評価のデータの入手先が特定の漁法や地域に偏っていることに対し、資源管理手法検討部会において、資源評価の余りの不確実性に対して異論が噴出していることも踏まえると、今回示された考え方は、取進めの手順が反対であり、当該魚種のTAC管理に懸念を有している漁業者にとって受け入れがたいものである。ステップアップはTAC管理運用上の課題解決を段階的に進めるための制度という認識であることから、資源評価上の課題はステップアップに入る前に解決しておくことが必須である。資源調査及び資源評価の結果は、資源管理の基礎となるものであり、その科学的妥当性および透明性を確保するこ</p>	<p>資源管理基本方針の本則の第8の1(4)において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまります。</p> <p>各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。また、ステップ1の期間についても、「1年間を想定」としました。</p> <p>資源評価については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国際的にもそんな色のない資源評価手法をベースに、</li> <li>② 現時点で最善のデータ・手法を用いて、関係都道府県水産試験場等とともに実施しています。</li> </ol> <p>一方で、資源評価には一定の不確実性があり、ステップアップ管理の期間を活用して、収集された漁獲量等のデータをもとに資源評価の改善を行うとともに、対象資源の特性や資源評価の不確実性等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指すこととしています。</p>
-----------	--	---

	<p>とが極めて重要である。(資源管理基本方針第1-2-(1))TAC管理の導入にあたって、当該魚種の生態の把握や漁獲データの分析、それに基づいたチューニング方法、年齢分析等、目の前の課題解決に取り組み科学的妥当性を確保した資源評価体制を確立することが不可欠と考える。</p>	
17	<p>【変更事項1】漁獲可能量による管理の段階的導入(ステップアップ)の考え方の規定について に対する意見</p> <p>1. ステップ1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3の(1)ステップ1において、「ステップ1の期間は最長で1年間とし、その後、ステップ2の取り組みを開始する。」と記載されているが、1年間では漁獲量の報告・情報収集体制が整わないことも想定されることから、</li> <li>・ 末尾に「ただし、漁獲量の報告・情報収集を行う体制が確立されていないことが明らかな場合は、1年程度延長することができるものとする。」との記載を追加していただきたい。</li> </ul> <p>2. ステップ2からステップ3への移行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我々対馬暖流系群関係漁業者は、ステークホルダー会合にてステップ1を開始することに反対していたにもかかわらず、本パブリックコメント等粛々とステップ1開始に向けた手続きが進められていることに不信感を持っている。</li> <li>・ 意見交換会等の会議で、「ステップ2からステップ3に自動的に移行することはない。事前にSH会合を開催し、混獲問題</li> </ul>	<p>ステップ1とステップ2の期間を合わせて3年間を想定しており、ステップ1の取組は、ステップ2においても継続することとしています。このため、当初案の段階から、ステップ1の取組を1年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ1の期間について、「1年間を想定」と規定することとしました。</p> <p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くため</p>

や資源の上振れへの対応等の諸課題が解決され、漁業者等関係者の理解を得られたうえでステップ3に進む。」との説明を資源管理推進室長や担当者から受けてはいるが、

- ・ 「3の(3)ステップ2からステップ3への移行」においては、「ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展が得られた上で、ステップ3の取組を開始する。」「このため、ステップ3の開始に先立って資源管理の方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を開催し、・・・、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設ける。」としか記載されていない。

- ・ この記載内容では、ステークホルダー会合を開催して意見を聴けば良く、漁業者等の関係者の理解と納得が十分に得られていなくても、水産庁が一方的に十分な進展があったと判断すればステップ3に進むことが可能であると解釈できる。

- ・ よって、(3)の末尾を、「・・・機会を設ける。」から、「・・・機会を設け、関係者の太宗から理解と納得が十分に得られた場合にのみステップ2からステップ3に移行する。」等に修正し、漁業者の太宗から理解が得られていない状況下でステップ2からステップ3に移行することが無いということを明確にして欲しい。

### 3. 太平洋系群との差異について

- ・ カタクチイワシ・ウルメイワシの対馬暖流系群では漁業者が納得していない状況であるにもかかわらず、粛々とTAC管理

の機会を設けることとしています。

なお、資源管理基本方針の本則の第8の1(4)において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまりません。

特定水産資源への指定やステップ管理の取組については、資源ごとに検討することが基本ですが、同一魚種について資源毎にTAC管理の開始時期が異なることに関する御懸念は承知しており、カタクチイワシ太平洋系群についてもTAC管理開始に向けた検討を速やかに進めてまいります。

	<p>開始に向けた手続きが進められている一方、太平洋系群においては、SH 会合を何度も開催するなど足踏みをしており、TAC 管理の開始時期が両系群で異なる可能性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一魚種に複数系群が存在する状況で、一方の系群のみ先行して数量管理を強いられるという状況は流通面等を鑑みて公平性を欠き、現場に混乱を招く恐れがある。</li> <li>・ 本来であればステップ1の開始時点から揃えるべきであると考えが、少なくとも厳格な数量管理が始まるステップ3の開始時期は両系群で統一すべきと考える。</li> <li>・ 同一魚種に複数系群が存在する資源においては、原則としてステップ3の開始時期を複数の系群間で統一する旨の記載を資源管理基本方針に追加して欲しい。</li> </ul>	
18	<p>新たな資源管理の推進にあたり、国は漁業者の理解と協力を得た上で取り進めると明言している。その中で、科学的データの精度・分析や漁業者が現場で感じている資源の状況に疑問や温度差が見受けられ生態系の解明やデータの蓄積がより必要で、科学的データの信頼性は現時点では欠けている。</p> <p>また、生態系が良くわかっていないのに、定置網漁業は特に沿岸域の海水温に左右されやすく近年の海水温の上昇により漁獲データを利用した資源解析には信憑性が低い。</p> <p>このような状態だからこそ、詳細なデータ蓄積を更に進め漁業者が理解できる体制を整備する必要が現段階では急務である。</p> <p>よって、漁獲可能量による管理の段階的導入については反対</p>	<p>資源評価については、適切な根拠に基づいて漁獲可能量による管理を行うために、十分な資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科学的知見を踏まえた資源評価等を実施しているところです。また、資源調査及び資源評価にあたっては、その独立性を確保する体制を整備することとしています。</p> <p>今後も、資源調査・評価の充実を図るとともに、ステップアップ管理の対象となる特定水産資源については、ステップ1及びステップ2において、都道府県庁等と協力しながらTAC報告体制の整備等を進めることで、さらに高い精度で漁業実態等を把握することが可能となり、資源評価の改善や漁業実態に適合した管理が可能となると考えています。</p>

	<p>である。</p>	
<p>19</p>	<p>資源管理基本方針等については、これまで札幌会場での説明会、及びWeb会議での説明会に参加しておりますが、将来への持続的安定して資源の維持をするために管理は必要と思うが、その前提として、まずは関係漁業者の理解を得ることが最も重要である。その事から、過去の説明会では、『現時点での資源調査データ資料に対して調査不足やデータ整備の不足など』研究機関・関係団体・漁業者から意見があった所であり、まずは、関係者の不安・疑問点など整備した上で、ステップへ進むべきと考える。</p> <p>また、ステップ1は《最長1年》ステップ2は《最長2年》を想定との記載があるが最長の文言がある以上、決められたルールにより進められるのではとの懸念する所があるため、最長の文言は削除して頂き、『ステップ1に進んだ場合は、関係者の理解を得た上でステップ2へ進む』等の文言にして頂きたい。</p> <p>以上のことから、現時点においては、時期尚早であり、まずは資源管理調査に必要なデータの収集・整備、または整備に必要なデータの整備を各浜に依頼の上しっかりとした資源データを作成した上で、再度説明会をおこなってほしい。</p>	<p>資源管理基本方針の本則の第8の1(4)に規定しているとおり、ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行してまいります。</p> <p>特定水産資源への指定にあたっては、これまでも、資源評価結果等を周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしており、これら取組は今後も継続してまいります。</p> <p>上記の資源評価については、適切な根拠に基づいて漁獲可能量による管理を行うために、十分な資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科学的知見を踏まえた資源評価等を実施しているところです。</p> <p>なお、ステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。また、ステップ1の期間についても、「1年間を想定」としました。</p>

20	<p>ステップアップ以前に、そもそも香川県が属する瀬戸内海のような閉鎖的領域では、競合種の存在や餌生物の多寡等の要因が当該資源の増減に大きく影響することが考えられることから、親世代が増えれば子世代が増加するという MSY 理論は必ずしも当てはまらなると考える。</p> <p>水産庁は科学的根拠と言いながら、水研の資源評価は他魚種との競合、栄養塩の減少や温暖化等の環境変化を計算に入れておらず、現実には即しているとは思われない。資源が大きく増加していると昨年公表したはずのサワラ瀬戸内海系群の令和5年度春漁の漁獲量は瀬戸内海全体で前年を大きく下回っており、水研の資源評価は科学的根拠とならないことが実証されたように感じている。カタクチイワシ瀬戸内海系群については、煮干の加工原料であることから、魚体の脂質含量によっては、あえて漁獲しない「獲り控え」をする魚種であり、資源量や加入量、将来の漁獲量、捕食の影響等を含め、机上の試算では判断できなると考える。</p> <p>また、水産庁は経済的な側面をほとんど考慮しておらず、資源量・漁獲量の増加のみを考えているように感じるが、水産業は産業であるから、漁獲量の増加も大事であるが漁獲金額の増加が最も重要である。TAC魚種の資源・漁獲量のみが増加しても、競合する他の魚種の漁獲量が減少しては漁業者の水揚金額は減少する。</p> <p>現在水産現場では、今後の漁獲可能量の設定を見越して、一部の魚種で県域枠の確保をにらんだ実績の積み上げを目的に、</p>	<p>近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となりました。このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設されました。単に瀬戸内海だからという理由だけで、検討の対象外とすることは適当ではありません。</p> <p>瀬戸内海に生息する資源を含め、個別の資源について特定水産資源への指定にあたっては、これまでも、資源評価結果等を周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしており、これら取組は今後も継続してまいります。</p>
----	---	---

	<p>過剰漁獲が行われているとの情報がある。机上で計算した理想通りに、漁業者が実践するとは考えにくく、資源増加を目的としながら漁獲可能量制度は資源の乱獲に発展していくのではないかと考える。</p> <p>以上の理由から、水産庁には瀬戸内海で漁獲可能量を導入することは、現場を混乱に陥れるうえに、資源の維持・増大と逆行することから導入検討を撤回することを強く要求する。</p>	
21	<p>TAC 魚種の拡大においては、カタクチイワシを始め多くの魚種で資源評価結果の改善が求められている。資源評価が適切でないと正しい漁獲可能量を設定することができず、期待したMSYによる効果を得ることはできない。それどころか、間違っ て漁獲可能量が低く設定されると、獲っても良い資源を漁獲できず、漁業者の経営を悪化させることに繋がる恐れがある。</p> <p>資源評価の改善は、時間を要するものであるが、漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）において、ステップ1及び2の期間に実施する必要があるため、この期間を最長3年間と決めることなく、魚種ごとの状況に合わせて、柔軟に実施して頂きたい。</p> <p>カタクチイワシのように短命かつ0歳で漁獲対象となる資源では、資源評価の予測より加入量が多かった場合に、資源を有効活用できないため、管理年度内でもTACを柔軟に上乘せし、</p>	<p>各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。また、ステップ1の期間についても、「1年間を想定」としました。</p> <p>資源評価の予測より加入量が多かった場合の対応について、カタクチイワシ対馬暖流系群及びウルメイワシ対馬暖流系群については、比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得ることとしています。</p> <p>自主的な資源管理の取組に関する御意見について、ステップ</p>

<p>迅速に配分できるような仕組みをステップ2までに導入して頂きたい。</p> <p>漁業者は、自主的な資源管理に取り組んでいる。ステップ3において、このような管理の工夫について反映させるとあるが、具体的にどう反映させるのか説明がない。漁業者の努力が報われるような仕組み作りを要望したい。</p> <p>また、ステップ2から3への移行の際には、関係者の意見を聴くとされているが、意見を聴くだけでなく、関係者の合意を得た上でステップ3に進むようにして頂きたい。</p>	<p>2までに、対象となる資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について十分進展を得ることを目指しており、その中で、御指摘の自主的な資源管理の取組も含めた管理の工夫等についても検討してまいります。</p> <p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p> <p>なお、資源管理基本方針の本則の第8の1(4)において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまります。</p>
---	--

<p>2 2</p>	<p>漁獲可能量による管理の段階的導入の考え方の規定について意見いたします。</p> <p>1 ステップ1に入る前に、1) TAC 魚種とするか、あるいは、しないのか、2) 漁獲可能量による管理ではなく、漁獲努力量による管理のほうが向いているのではないかなどの検討がなく、行政過程が不透明である。</p> <p>(参考)</p> <p><a href="https://www.fisheries.noaa.gov/national/laws-and-policies/2016-revisions-national-standard-1-guidelines">https://www.fisheries.noaa.gov/national/laws-and-policies/2016-revisions-national-standard-1-guidelines</a></p> <p>の3. Determining which stocks require conservation and management</p> <p>2 ステップ1のときに具体的な配分数量の設定は行わないとある。「漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC 管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合・・・」とされているが、すでにTAC 魚種候補の魚種をそれまで操業しなかったものが漁獲するようになっており、漁獲可能量の配分時には資源管理のロードマップ発表前の漁獲量を用いることを発表すべきである</p> <p>3 漁獲可能量の配分時には、クロマグロの資源管理のように未成魚と成魚にわけて配分すべきである</p> <p>4 TAC 魚種、あるいはTAC 魚種でない魚種含め、混獲状況をきちんと公表すべきである</p> <p>5 将来の漁獲可能量の配分においては、大臣許可漁業と沿</p>	<p>特定水産資源への指定にあたっては、これまでも、資源評価結果等を周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしており、これら取組は今後も継続してまいります。</p> <p>漁獲可能量の配分については、ステップ3の開始に先立って、配分基準に係る案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。その際に、今回御意見をいただいた内容を含め、関係者の皆さんと議論してまいります。なお、現在のTAC管理の運用においても、関係者の合意に基づく漁獲可能量の配分や融通を行っており、新たに特定水産資源となる場合のTAC管理にあたっては、同様の可能性がないか検討を進めてまいります。</p> <p>漁獲量の報告について、TAC魚種については報告が義務づけられ、漁獲量も公表されていますが、TAC魚種以外の魚種については、魚種や当該資源を漁獲する漁業種類ごとに、その必要性等について検討することとなります。</p>
------------	---	--

	<p>岸漁業の間に協定を結ぶべきである。例えば、ノルウェーはタラについて大規模沖合漁船はTACの35%を配分すること、しかし、漁獲可能量の水準が低いときは沿岸漁船分の割合を引き上げる（大規模沖合漁船分の割合を引き下げる）という合意が明確に結ばれている。</p>	
23	<p>【変更事項1】漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について</p> <p>水産庁が資源管理の方針に関する検討会（以下、ステークホルダー会合）で説明している内容とこの文面には齟齬があります。</p> <p>ステークホルダー会合では、ステップ1～2は3年と説明するも、漁業者の理解が得られない時は得られる時までステップ3に入らないと説明しています。つまり、漁業者の理解が得られなければステップ1～2は最長3年にこだわらないと言っているわけです。これが文面の「ステップ1の期間は最長で1年間とし」、「ステップ2の期間は最長2年間を想定し」と齟齬をきたしていることは明らかです。</p> <p>水産庁はわざとステークホルダー会合での説明とこの文章の記述を変えているならば、水産庁への不信感は増しますし、今後のステークホルダー会合での話し合いに影響をもたらしかねません。</p> <p>この部分の文章は、ステークホルダー会合での説明の通り、「ステップ2の期間は最長2年間を想定し、この期間におい</p>	<p>ステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。</p> <p>また、ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p>

	<p>て、漁業法第 30 条に基づく漁獲量等の報告及び当該報告による漁獲量等の情報収集を行う体制の確立並びに対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分な進展が得られることを目指す。」ではなく、「ステップ 2 の期間はおおむね 2 年を想定するも、この期間において、漁業法第 30 条に基づく漁獲量等の報告及び当該報告による漁獲量等の情報収集を行う体制の確立並びに対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分な進展が得られない場合は 2 年を超すこともありうる。」というような文章がステークホルダー会合での水産庁の説明と整合しますので、変更すべきです。</p>	
24	<p>変更事項 1 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方の規定について</p> <p>1 3 変更事項の内容 (1) ステップ 1 部分</p> <p>(1) T A C 管理及び運用においては、迅速な漁獲量等の情報収集体制の確立が不可欠である。今後、迅速な漁獲情報収集体制の基盤となるのは漁獲報告のデジタル化であり、長崎県では昨年度末までにデンの機器、ソフト等の環境整備を済ませ、現在、漁協ごとに本格稼働に向けた最終調整を進めているが、デジタル報告体制の全国的な稼働を早急に実現いただきたい。この実現がなければ T A C 本格運用に向けた情報収集や柔軟な対応などの課題解決も困難であり、ステップアップすべきではないと考える。</p>	<p>ステップ 1 及びステップ 2 では、漁業者による法第 30 条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立することとしています。その際、電子的な手段を活用した報告体制の整備は重要であり、水産庁としても必要な対応を行ってまいります。</p> <p>今後、特定水産資源に指定される資源について、ステップ 1 における具体的な取組の内容が既に十分に進展している場合もあり得ます。そのような場合には、ステップ 1 の取組を行う必要はなく、したがって、そのような場合にはステップ 1 の段階は省略することができることとしています。</p> <p>ステップ 1 及びステップ 2 においては、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないものの、漁獲実績を積み上</p>

(2) ステップ1は省略することができるとの記載があるが、資源管理基本方針に関する検討会等で多くの課題が出される中で課題解決の進捗を鑑みると、ステップ1を省略できる状況は考えられないため、ステップ1は必ず踏まえるルールに改正いただきたい。

(3) ステップ1において必要な助言、指導等を行うこととされているが、どの段階で誰がどのような内容の助言、指導等を行うのか具体的内容を示していただきたい。

(4) ステップ1の期間は最長1年間となっているが、期間を限定せず、ステップ1の段階で解決すべき課題があれば解決した上でステップ2に移るよう改めていただきたい。

### 2 3 変更事項の内容 (2) ステップ2 部分

(1) ステップ2において必要な助言、指導等を行うこととされているが、どの段階で誰がどのような内容の助言、指導等を行うのか具体的内容を示していただきたい。

(2) ステップ2の期間は2年間と想定されているが、課題解決が図られるまではステップ3に移行しないことを明記していただきたい。

げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、それぞれの管轄下の漁業者に対して、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとしています。

各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間を想定」としており、ステップ2の期間を最長で2年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間を想定」と規定することとしました。また、ステップ1の期間についても、「1年間を想定」としました。

ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くため

		の機会を設けることとしています。
25	<p>漁業法改正当時の水産庁長官であった長谷氏は、『水産振興』の『座談会 平成の漁業制度改革』の中で、「資源管理ロードマップに沿ってTAC対象種拡大の議論が本格化しますけれども、数字ありきではなく現場への適合性などについて丁寧に検討を行ってほしい」MSYについても「くれぐれも教条主義的な、あるいは原理主義的な運用にならないようにしてほしい」と述べておられます。</p> <p>多くの漁業者がそうであるように、TACそのものに異議を唱えるものではありません。しかし今般、カタクチイワシやウルメイワシのような資源にMSYを適用してTAC対象とし、不確実性が高く危険であるとの意見が多いにかかわらず、漁業法第8条を盾に原理主義的に進めようとしている水産行政の姿勢に危惧を感じます。</p> <p>漁業者と、漁業以外の外部圧力に挟まれる、水産庁の苦しい立場も理解しますが、カタクチ・ウルメへのTAC導入は慎重に考えるべきであり、せめてステップ3に「最長3年間」で自動的に進まないよう、良識の最後の砦として、延長があることを明記して頂くことを願っています。</p>	<p>各ステップの具体的なスケジュールについて、例えばステップ2の期間については、当初案では「最長2年間で想定」とするなど、ステップ1及び2の期間について、最長で3年間に限定する意図はなく、御意見の中でいただいた御懸念には対応できていると考えております。しかしながら、ステップアップ管理の意図をより明確にする観点から、ステップ2の期間について、「最長」を削除し、「2年間で想定」と規定することとしました。また、ステップ1の期間についても、「1年間で想定」としました。</p> <p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p>

<p>26</p>	<p>パンフレット「沿岸漁業者の皆様へ？新しい資源管理の話？」に記載してある「TAC の設定にあたっては、漁業者の皆様と話し合い、理解と協力を得てから実施していきます。」これが最も大事。この言葉を信じて漁業者は漁業法改正を受け入れました。</p> <p>ステップ3に入る際には、「漁業者の理解を得る」ことを明記してください。</p> <p>TAC が納得いく内容であれば、漁業者は理解して協力をします。</p> <p>これ以上、水産庁が漁業者の信用を失うことはお互いに不幸です。</p>	<p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p> <p>なお、資源管理基本方針の本則の第8の1（4）において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と規定しており、このことは、ステップアップ管理についても当てはまります。</p>
-----------	---	---

<p>我々は、千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合キンメ部会のルールに沿って3ヶ月の禁漁期間を設け、鉤数を制限し、小さな魚を獲らないよう体長制限をかけ、さらには操業時間を4時間とし、使用できるエサも制限するなど、漁獲圧力を下げる努力をして資源保護、資源管理に努めてまいりました。</p> <p>それによって横ばいであった水揚げ量も、近3年は上向いています。</p> <p>27 国は、ステップアップ方式により緩やかにTACを導入したいようですが、我々はこれまで取り組んで結果の出ている自分たちの資源管理に自信を持っており、数量による資源管理は必要ないと考えております。</p> <p>もし、TACによる数量管理が始まれば、浜は混乱し、我々の資源管理にも影響を与えたいと思います。</p> <p>どうか、今一度、TAC導入については再考してください。</p> <p>お願い致します</p>	<p>近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となりました。このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設されました。</p> <p>なお、キンメダイを含め個別の資源について特定水産資源へ指定にあたっては、資源評価結果等を周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしており、これら取組は今後も継続してまいります。</p>
<p>【変更事項2】「別紙2—2 くろまぐろ（大型魚）」のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の見直しについて</p>	

<p>28</p>	<p>クロマグロ資源管理について意見を述べます。</p> <p>2022年1月より公的IQ方式による資源管理が実施されました。</p> <p>その事により水揚げされるクロマグロ数量管理が少なからず管理出来る様になった。また、限られた国内配分量の消化が合理的かつ効率よく消化されたものと思います。一方で水揚げ量が限られていることから、市場では価格高騰を生じさせている。</p> <p>他方、実績に配慮した個別割当配分で漁業者間の格差が著しくなっている。この事は不公平配分として大きな不満が漁業者間の中で炎上し、さらには今回の均等割り25%（混獲枠対策）実績割75%とした水産庁案に対し、益々不満が沸騰している。</p> <p>私は、水産庁案は計算上、妥当性と合理性はあると考えているものの、不公平解消も漁業者に寄り添って提案があるなら示して欲しいものです。不満解消の手当はないのでしょうか？</p> <p>クロマグロ資源は国民の財産です。この資源を守り持続利用可能な資源として、後世に残す責務が今の世代の責任です。この資源の減少を大きく招いた網による漁業はもう禁止するか、大幅な配分量削減をするべきです。サステナブル社会を目指している中で資源の無駄遣いをする様な漁法はやめて、資源に優しい漁法で生産するべきと考えます。</p> <p>資源無駄遣い漁法の配分見直しを行い、沿岸漁業や釣り漁業、延縄漁業など、依存度の高い零細漁家経営体への配分を優先する事や、また、遊漁船への徹底管理と配分削減（リリース</p>	<p>【均等割り、実績割りの比率について】</p> <p>限られた資源を適切に管理しながら、漁業生産力を発展させていくという漁業法の趣旨等に照らすと、漁獲割当割合の設定基準の策定に当たっては、資源を有効に利用できる設定基準にしていく必要があります。くろまぐろの漁獲量に実態として船間で差があり、くろまぐろを漁獲していない漁船もいる中、均等割りを拡大（実績割りを縮小）することは、漁獲実績の少ない船の漁獲割当割合を増やし、漁獲実績の多い船の漁獲割当割合を減らすことにつながるため、限られた資源の公平な配分及び有効な利用とは言えず、より漁獲実績を重視した設定基準にシフトしていくことが妥当な方向性であると考えています。</p> <p>こうした考えに基づき、当初案では均等割り25%、実績割り75%としていましたが、漁獲割当てによる管理（IQ管理）導入後まだ2年しか経過しておらず、初年度の令和4管理年度（2022年）には本格的なくろまぐろ操業が困難であった漁業者がいるなど、各船がIQ管理下での操業に適応していく過渡期にあり、更に複数年のIQ管理下での漁獲実態を確認した上で見直しを行うべきとの考えから、2023年11月2日の水産政策審議会資源管理分科会でも審議の上、現行の均等割り30%、実績割り70%を維持することとしました。</p> <p>なお、今回、均等割り・実績割りの比率を維持することとしていますが、今後とも漁業関係者の意見を広く聴きながら、複数年の漁獲実績等のデータに基づき漁獲実態を把握した上で、適切な設定基準のあり方を検討してまいります。</p>
-----------	--	--

	<p>の取組) などにより国内配分の再構築も必要ではないでしょうか。</p> <p>また、今後も IQ 管理を行う事で漁獲枠の徹底管理が出来ると思われる事から国の留保数量の見直しなどを行ない、配分の方原資にして頂きたい。</p> <p>以上の事から、今回の変更事項の内容『漁獲割当割合の設定基準均等割 25% : 実績割 75%』の見直しについて、賛成ではあるが、上記の見直しを行って頂き、国へはキメの細かい制度設計と政策を再考して頂きたい。</p>	<p><b>【漁獲実績を積み上げる機会を再度設けることについて】</b></p> <p>令和 5 年の実績で例えると、759. 2 トンの漁獲枠に対し漁船の数が 239 隻のかつお・まぐろ漁業において、漁獲量の総量による管理を再開し、各漁業者が改めて漁獲実績を積み上げる期間を設けることは、漁業者間の過剰な漁獲競争を招き、過剰投資等の弊害が生じたり、極端に漁期が短くなったりする等のおそれもあることから、適切でないと考えています。</p> <p>2022 年から開始された IQ 管理では、総量管理下の漁獲実績である 2018 年から 2020 年までの漁獲実績を用いて、実績割り 70% による配分を行いましたが、総量管理区分が抱える上記弊害のほか、混獲及び IQ 管理下で新たにくろまぐろを漁獲しようとする者への配慮から、残りの 30% は申請があった船舶の数による均等割りとする事としました。2024 年からの IQ 管理においてもこの考え方は維持しているところです。</p> <p>一部の漁業者の方からは、漁獲実績を積み上げる期間が適切に設けられていなかったという声がこれまでも寄せられていますが、漁獲量の総量による管理を行っていた 2021 年までの間、近海まぐろはえ縄漁業では、そもそも多くの漁業者によ</p>
29	<p>令和 6 管理年度の設定案として均等割と過去の実績割りの比率を、均等割 50% 実績割 50% にして欲しい。</p> <p>今のままの比率では、このままずっと将来においても多い船と少ない船の配分量差が縮まる事は無く、1 船あたりの大きな格差は解消されない。どうかよろしくお願い致します。</p>	<p>【漁獲実績を積み上げる機会を再度設けることについて】</p> <p>令和 5 年の実績で例えると、759. 2 トンの漁獲枠に対し漁船の数が 239 隻のかつお・まぐろ漁業において、漁獲量の総量による管理を再開し、各漁業者が改めて漁獲実績を積み上げる期間を設けることは、漁業者間の過剰な漁獲競争を招き、過剰投資等の弊害が生じたり、極端に漁期が短くなったりする等のおそれもあることから、適切でないと考えています。</p> <p>2022 年から開始された IQ 管理では、総量管理下の漁獲実績である 2018 年から 2020 年までの漁獲実績を用いて、実績割り 70% による配分を行いましたが、総量管理区分が抱える上記弊害のほか、混獲及び IQ 管理下で新たにくろまぐろを漁獲しようとする者への配慮から、残りの 30% は申請があった船舶の数による均等割りとする事としました。2024 年からの IQ 管理においてもこの考え方は維持しているところです。</p> <p>一部の漁業者の方からは、漁獲実績を積み上げる期間が適切に設けられていなかったという声がこれまでも寄せられていますが、漁獲量の総量による管理を行っていた 2021 年までの間、近海まぐろはえ縄漁業では、そもそも多くの漁業者によ</p>

30	<p>均等 25%実績 75%に反対します。 この状態のままだと船も潰れてしまいます。 どうか均等 40%実績 60%でお願いします。 漁業者の意見にも耳を傾けて下さい！ お願いします。</p>	<p>り、びんながやめばちなど、くろまぐろ以外のまぐろ類を主な漁獲対象とした操業がなされていました。</p> <p>なお、漁獲実績がなく漁獲割当割合が少ない者であっても、漁獲割当割合の設定を受けた後に漁業者間の合意により年次漁獲割当量の移転を受け、当初の年次漁獲割当量より多く漁獲することは制度上可能となっています。</p> <p>【くろまぐろの TAC の国内配分について】</p> <p>くろまぐろの TAC の国内配分については、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会でとりまとめられた「令和 4 管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を基に行っていますが、特に大中型まき網漁業については、小型魚の配分を中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の基準年である 2002-2004 年の平均漁獲実績の約 1/4 に減らすなど、相当の負担を強いている状況にあります。</p> <p>資源を適切に管理し、持続的に利用していくためには、関係する漁業が厳しい数量管理を行っていく必要がある中、かつお・まぐろ漁業については、WCPFC において大型魚の漁獲枠が増加した 2022 年以降、当該漁業の状況に配慮して I Q 管理区分への配分を 2002 年-2004 年の平均漁獲実績と同水準にまで戻すとともに、当該管理区分下で未消化となった漁獲枠は当初枠の 10%を上限に、同管理区分に繰り越す運用をすでに行っているところです。</p>
31	<p>現行の実績割 70% : 均等割 30%よりも均等割を 40%や 50%に増やすことを強く要望する。</p> <p>IQ 開始前に漁業者からは全員平等に漁獲枠を配分してみても実績を作らせてはどうかと話も出たが、結局水産庁は認めず実行されていない。そればかりか、当初数年間で実績を作った公的 IQ 制度に移行するはずであったにもかかわらず、しっかりした実績を作る段取りも踏まないままに僅か 1 年間の自主的 IQ を経て半ば強制的に公的 IQ へ移行した。結果、漁業者間での漁獲枠の格差が生まれ漁業者は強い憤りを覚えている。実績を重視する前にまともな実績作りすらさせてもらえなかったが、そのような中であっても漁業者は決められたルールの下で漁獲枠を守り、漁獲枠が少ない漁業者の枠を少しでも増やしていくために水産庁に対して幾度となく声を上げてきた。</p> <p>にもかかわらず、今回実績 75% : 均等 25%という案が出</p>	

	<p>されている。これは全国大多数のまぐろ延縄漁業者の声を無視するものであり、水産庁が漁業者の意見に耳も傾けず勝手に作り上げたものであると認識しかない。漁業者の我慢も限界に来ておりこのままではIQ撤廃の声も上がりかねない。</p> <p>また、漁獲実績が無い船についても複船経営体などは経営の合理化のために漁獲枠を移行している場合もある。そういった現状を調べもせずただ漁獲実績がない船がいることだけを強調されると、誤った情報の下に議論が進んでいくことが懸念される。水産政策審議会にはしっかりと漁業者の声に耳を傾けていただき、漁業者の声を反映させていただきたい。</p>	<p>また、今回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたいと考えています。</p> <p>【使用する実績の基準年度について】</p> <p>漁獲割当割合の設定にあたっては、近年の状況を可能な限り反映させるため、漁獲実績は直近のものを実績割りによる配分に用いることが望ましいと考えています。また、漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うこととされた2021年については、事実上異なるルール（IQ管理と総量管理）の下で操業を行う漁業者が混在した状態となったことから、公平性・合理性又は資源管理の推進の観点から用いないこととし、2020年及び2022年の2年間の漁獲実績を用いることとしました。</p>
32	<p>現在の割り当て自体、不公平感があるのに、均等割りが25%実績割りが75%は到底納得がいかない。実績割り当てを決めた当初のやり方自体がおかしい。</p> <p>最低でも均等割り40%実績割り60%。</p> <p>そもそも延縄船は、針にかかった魚しか捕獲出来ない環境にやさしい漁法に対し、まき網は魚を見つけ一網打尽に漁獲する漁法で、誰が見ても明らかに資源管理に適していない漁法です。まずは、まき網漁業を規制した方が資源管理につながるのではないのでしょうか。</p>	

3 3	<p>基本的に均等割 50%、実績割 50%が理想。  実績割りはオリンピック方式の実績では無く資源管理が始まる前の5ヶ年平均でやってもらいたい。</p> <p>資源管理に有効な延縄の枠を増やすべきではないか。まき網漁業は狙い撃ちで小型から大型のマグロまで獲ってしまうので資源管理に不適切だと思います。</p>	
3 4	<p>令和6管理年度以降の設定条件「均等割りと実績割りの比率」について、「均等割り 40%、実績割り 60%」を強く要望する。</p>	

<p>35</p>	<p>第126回資源管理分科会において、かつお・まぐろ漁業における令和6管理年度以降のくろまぐろ（大型魚）のIQ設定基準として均等割と実績割の配分は均等割25%、実績割75%とする素案が提示されました。</p> <p>くろまぐろの管理は2015年から実施しておりますが、水産庁は、我々かつお・まぐろ漁業者にとって自主的IQ管理の実施が初めての経験であるにもかかわらず、令和3管理年度にIQ管理が漁業者にどのような影響を及ぼすか把握すべく取組んだ影響を把握する間もなく、令和4管理年度から公的IQ管理に移行すると決定し、以後令和4管理年度及び令和5管理年度とIQ管理を実施しました。しかし、漁業者間の漁獲割当数量に大きな格差が生じており、まぐろ延縄漁業を継続していく上で、こうした格差は極めて不公平であり、大多数の漁業者からも「漁業者間の格差」は極めて大きな問題であると言われております。そのため、この格差を解消しなければ、今後の管理年度にも影響を及ぼすこととなります。</p> <p>よって、我々漁業者間の格差解消の方策としては、設定基準の均等割と実績割の比率を均等割40%、実績割60%とすることで少なくとも漁業者間の格差が解消できると思っております。</p> <p>くろまぐろの資源管理は今後長年にわたり推進していくこととなりますが、資源管理に参加する漁業者の不公平感を維持したまま推進するのではなく、漁業者の理解を得た上で取組むことではじめて資源管理も成し得るものと考えております。</p>	
-----------	--	--

	<p>現在、IQ 管理は大臣管理漁業であるかつお・まぐろ漁業の IQ 管理に参加する全ての漁業者の意見を反映することは困難としても、大多数の漁業者が求める設定基準への意見を取り入れることは重要な対策であると考えております。</p> <p>先の水産政策審議会第 126 回資源管理分科会において、水産庁より提示された設定基準の素案（均等割 25%、実績割 75%の比率）に対し、本会としては均等割 40%、実績割 60%を強く要望します。</p>	
36	<p>「くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規程の見直し」について</p> <p>地域によっても様々だと思いますが、当地区の大臣許可船は県知事船と同海域で操業することによるトラブル回避や、同海域の同魚種を漁獲販売することによる魚価の暴落を回避する為、近海操業から遠く離れた外国海域等へ漁場を移しバランスを保っていた。</p> <p>近年は、外国海域での操業海域の縮小等による漁獲量の減少、円安による燃油や物価の高騰の影響による収入の減少で大変厳しい経営状況となっている事から、クロマグロ漁期にはクロマグロ漁を行い少しでも収入を得たいと考えている漁業者が増え始める中、クロマグロの漁獲制限が始まってしまい実績を作る事も出来ない中で現行の漁獲割当割合 30（均等割り）：70（実績割り）が決まってしまった。</p> <p>その為、実績割による枠の配分がほぼ無い状態で、本腰を入れたクロマグロ漁が出来ない状況であり、漁業者間では不平等</p>	

	<p>感が非常に強くなっているのが現状である。</p> <p>そのような中で、均等割合を更に不平等な 25%へ引き下げるとクロマグロ漁への参入がより一層厳しくなり、重要な収入が得られず漁業経営から退かなければならない状況へと陥る事や、漁業に魅力が感じられず新規漁業者の更なる減少も考えられ、地域の漁業だけでなく日本の漁業全体の衰退へも繋がりがねない。</p> <p>新規漁業者でも魅力のある漁業、現漁業者の安定経営の為に最低でも平等な 50%への均等割り引き上げを強く要望する。</p> <p>まずは格差の無い漁獲割合に戻して、それから実績割の比率を決めてほしい。</p> <p>水産庁には国全体の増枠に繋がる様がんばって頂きたい。</p>	
37	<p>今回のかつおまぐろ漁業における、くろまぐろ(大型漁)の漁獲割当割合の設定基準について、現行(均等割 30%・実績割 70%)から均等割 25%・実績割 75%に変更されたことについて、私は反対をいたします。</p> <p>理由については、すでに漁獲割当上限が各船について決められており、実績で判断されると漁獲割当上限の多い船が当然有利になるからです。</p> <p>このような理由から設定基準について見直しを求めます。</p>	

<p>38</p>	<p>「漁獲割当割合の設定基準」に関し、均等割と実績割の割合が30%：70%から、25%：75%へ、実績割が重視されるようになる点で意見を述べます。</p> <p>私は19トン型まぐろはえ縄漁船で長く船長を務めています。20年前には南シナ海の漁場で操業、大変良いめばち鮪が多く漁獲できました。しかし、中国との関係やベトナムの漁船が多くなったことから、水産庁によって退船命令を受け、沖縄船は南シナ海から撤退となりました。</p> <p>その後、沖縄のまぐろ船の操業海域はパラオ漁場に移っていききました。パラオ漁場は沖縄から遠いのですが、広い海域もあり、十分な操業ができました。しかし、パラオ政府の方針が近年転換し、操業海域が極端に狭められて、満足な操業ができない状況がここ4年間続いています。この先も沖縄漁船が十分な操業ができないであろうし、入漁にかかる手数料が高騰、1年間の入漁枠申し込みだけで300万円もかかり採算が合いません。</p> <p>そこで活路をくろまぐろ漁に求めました。日本の北の海域での操業ですが、沖縄から公海・パラオ等の南の海域に行くよりも地理的に近く、十分な収益が期待できます。</p> <p>問題は現在乗船している沖縄船にくろまぐろ漁業の実績が</p>	
-----------	---	--

	<p>ないため、均等割のみの漁獲枠で年間 800kg 程度と非常に少ない状況です。この割り当て量では、1 日か 2 日で枠を使い切ってしまう。せめて 3 トンの枠をいただければ、経営的に安定し、希望の持てる漁業となり、鮪延縄漁業に若手参入も期待できます。ぜひ、均等割の比率を上げていただき、新規参入者にも操業枠を増やしていただけますように切にお願い致します。</p>	
39	<p>「別紙 2-2 くろまぐろ (大型魚)」のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理 (IQ 管理) に係る規定の見直しについて、漁獲割当割合の設定基準のうち均等割と実績割の比率に対して、全国近海かつお・まぐろ漁業協会としては均等割 40%、実績割 60%を要望します。</p> <p>対象となる全ての漁業者の意見を反映することは困難としても、大多数の漁業者が求める設定基準への意見を取り入れることは管理を行う上で重要な対策であると考えておりますので、水産庁及び水産政策審議会資源管理分科会での再考をお願い申し上げます。</p>	

40	<p>くろまぐろ漁の資源管理について、過去の実績割重視に変更することが妥当か疑問に感じますので意見致します。</p> <p>私は昭和 30 年よりまぐろ漁船に乗船している漁師です。個別 IQ 制度が始まって以来、多くの船が十分な利益を上げるくろまぐろ漁ができず、苦勞しています。そんななか、他県で極端に大きい IQ を受けた船がいることが地元漁船仲間の間に知れ渡り、みんな不満を抱えています。オリンピック方式時に競って多く漁獲した実績があるのですが、漁獲時に他船に抑圧をかけたという話を聞きました。実績ばかりを重視すると、そのような実態があった時に不公平感が生じるのではないのでしょうか。もちろん、くろまぐろ漁に主軸をおいてきた背景も評価すべきだと思いますが、漁を希望する多くの船との均衡を保つためにも、均等割の割合を上げていただきたく存じます。</p> <p>また、まとまった割当量で効率の良い漁ができるよう、僚船へ割当量を譲った場合にも、実績をつけるなどご配慮いただけたらと思います。何卒宜しくお願い致します。</p>	
41	<p>「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の見直しについて、意見を提出いたします。</p> <p>令和 6 管理年度以降の漁獲割当割合の設定基準の見直しについて</p>	

(結論)

1. 「均等割りと実績割りの比率」について

水産庁が示している案「均等割り25%、実績割り75%」に強く反対する。多くの漁業者は均等割りを増やすことを希望しており、「均等割り40%、実績割り60%」とすることを要望する。

2. 「実績割の按分に用いる漁獲量の期間（基準期間）」について

水産庁が示している案「2020年及び2022年」に合意する。

(理由)

1. 「均等割りと実績割りの比率」について

令和4管理年度よりIQ管理を行い、その設定条件として、使用する漁獲実績の期間を2018年から2020年までの3か年を基準としたが、この間は総量管理の取組みを行っており、同一漁業種を営む漁業者間でも各地域で操業時期や形態が異なるため、この間の不公平な漁獲実績が設定基準となり、結果、IQの配分では船間に大きな格差が生じた。この不公平な実績が今後も根拠となるため配分の格差はいつまでも縮まる事は無く、多くの漁業者が望んでいるように均等割合の比率を増やして配分の格差を無くすべきと考える。

また、水産庁の素案では「2022年の実態を見ると漁獲実績のない漁船が多数いるので（6隻に1隻が漁獲無し）、均等割りの比率を縮小させるのが妥当である」との説明だが、これは1年間に限った結果であり、漁獲の無い船としても全てが単に稼働していないのではなく、経営の努力を図る事を目的に、社内で枠の移転を行った事によるものや、新船建造や漁業許可の承継に伴う操業開始時期の遅れなど、正当な理由がある船も多くあり、この様な書き振りは誤解を招くため訂正すべきである。

2. 「実績割の按分に用いる漁獲量の期間（基準期間）」について

前述したように、現在のIQ管理の設定条件では、使用する漁獲実績の期間を2018年から2020年までの3か年を基準としたが、この間は総量管理の取組みを行ったため、不公平な漁獲実績が設定基準となり、結果、IQの配分では船間に大きな格差が生じたことから、総量管理の取組みを行った期間の漁獲実績は可能な限り外し、また、使用できない自主的IQ管理を行った2021年の実績を外した直近の漁獲実績「2020年及び2022年」を用いるべきと考える。

4 2	<p>くろまぐろの管理については、当初、自主的 IQ の取組を試験的に数年実施し、経験を積んだ後、「公的 IQ 管理」を実施するとの話であった。</p> <p>しかし、僅か 1 年間の自主的 IQ 管理を経て令和 4 管理年度から公的 IQ 管理に移行。その結果、公的 IQ 管理が開始される前に、試験的な自主的 IQ を実施していく中で、様々な問題を検討する時間が必要であったと考える。</p> <p>今回の公的 IQ 管理に移行するタイミングは早すぎた結果ではないか。</p> <p>この 2 年間の取組の中で、漁船毎の漁獲割当数量の格差が漁業者間で大きく出ており、現在でも割当数量の少ない漁業者から不満の声が大きく上がっている。</p> <p>このような状況下、実績割りの比率を 70%から 75%に引き上げることは、ますます漁業者間の格差を増加させることになることから反対する。</p> <p>むしろ、漁業者間の格差を出来るだけ少なくするためにも、均等割りを増やすことが必要ではないか。</p> <p>また、水産庁の資料の中の 41 隻が「漁獲実績なし」とのことについて、複数隻所有している漁業者が経営の合理化、操業の効率化をはかるうえで、くろまぐろの専属船に全数量を移転している経営体があり、このような船もこの 41 隻にカウントすることは、水政審の委員の方々の判断を誤った方向に誘導する可能性があるのではないか。</p> <p>よって、令和 6 管理年度以降の設定条件である「均等割りと</p>	
-----	---	--

	<p>実績割りの比率」について、「均等割り 40%、実績割り 60%」を強く要望します。</p>	
<p>4 3</p>	<p>均等割りの漁獲配分を受けた漁船の漁獲割当数量は 700kg？800kg であり、この数量では操業が中途半端となる。</p> <p>クロマグロ資源を有効利用するため、漁獲の効率を高めるため、経営の合理化を高めるため、企業努力として漁獲枠の少ない漁船から枠の移転を行った。</p> <p>均等割りの配分は少なくとも 2？3 トンは必要である。これまで漁獲実績がない漁船は今後とも漁獲枠が少ないままとなり操業に着手できない。今回の水産庁の提案である均等割りを 25%に下げることには反対する。むしろ漁具の交換などに要する経費を考えると逆に均等割り 40%？50%に増加させるべきである。</p>	

4 4	<p>今回の水産庁の提案である均等割りを 25%に下げること に強く反対する。なぜならば、水産庁は「漁獲実績のない漁船が 多数いるので均等割りの比率は少なくする」と説明しているよ うだが、均等割りの漁獲配分を受けた漁船の漁獲割当数量は 700kg?800kg であり、この数量では操業が中途半端となり、ク ロマグロ狙いの専用漁具に交換する経費を考えると商売にな らない。</p> <p>このことから関係漁業者は、クロマグロ資源の有効利用、 漁獲の効率化、経営合理化を進めるために経営努力として漁獲 枠の少ない漁船から枠の移転を行っている。</p> <p>以上の実態から均等割りの配分は少なくとも 2?3 トンは 必要である。これまで漁獲実績がない漁船は今後とも漁獲枠が 少ないままとなり操業に着手できない。むしろ逆に均等割り 40%?50%に増加させるべきである。</p>	
4 5	<p>「漁獲割当割合の設定基準」に関し、均等割と実績割の場合 が 30% : 70%から、25% : 75%へ実績割が重視されるよ うになる点で意見を述べます。</p> <p>水産庁は来年度のクロマグロ漁獲を、現行の均等割り 30%を 25%に下げるとの方針を水産政策審議会に提案しました。</p> <p>この案件を受けて行われた全国近海かつお・まぐろ漁業協会 では、この水産庁の意見は、鮪漁船の意見を全く反映していな いとの声が強く、各県の委員で構成され、組織として意見を集 約した結果、均等割 40%実績 60%にすると機関決定しました。</p>	

沖縄県の鮪延縄漁業者（48 隻）の合計 IQ 枠は156トン、すべて均等割だと1隻当たり3.26トンとなるが、実際はIQ枠下限の船が多くあって、33隻が均等割の1トンに満たないIQ枠漁船である反面、5トン以上のIQ枠を持っている漁船は15隻、この中で実に8トン以上のIQ枠を持つ漁船が7隻もあって、IQ枠は船によって大きく分かれてしまう現状である。

沖縄県所属のマグロ漁船はこれらを踏まえ何回も会議を持って（IQ枠を多く持つ）富める漁船と（IQ枠を殆ど持たない）下限に甘んじなければならない漁船の船長や経営者と話し合いを持った。

多くのIQを持つ漁船からは、今までクロマグロ漁獲の実績を積み上げてきた結果であって自分たちのIQ枠が多いのは当然との意見があり、持っていない漁船から、クロマグロ漁に活路を見出したいが、IQ当て枠が漁獲枠のみで決められるなら、IQ枠を持っていない漁船は将来にわたっても漁獲枠が増えることは不可能とも悲鳴のような意見も多くあった。

この背景には沖縄漁船が主たる漁場として来たパラオ海域から事実上締め出しとなり、どこで漁をしたら生き残れるかと深刻に考えているからである。

毎年、沖縄県所属船の漁船は15%ずつ減少、2年前には60隻

	<p>を超えた隻数も来年には 40 席程度に減ってしまうでしょう。</p> <p>沖縄県鯖漁船でのクロマグロ漁獲に参加できない 70%の漁船から、強く I Q 割当て枠を増やしてもらいたいと切実な意見が大多数となった。</p> <p>協議を重ねることで、15 隻の I Q 枠を持っている漁船からも、下限の枠しかない漁船に対して一定に理解があり、将来、仮に鯖 I Q 枠が増える場合は、今回の意見集約で均等割りが増え実績枠が減ってしまう漁船に対して、次年度以降、I Q 枠を多く出すなどの配慮を求める意見があった。</p>	
46	<p>現在の設定基準は、2018 年から 2020 年の漁獲実績を基準としているが、この期間は、総量管理のオリンピック方式により漁獲していたため、漁獲上限に達した際には、漁獲禁止の指示が出たりし、結果として各船の操業結果が不安定となった。よって、この期間の漁獲実績が設定基準の根拠となったことは、多くの漁業者が不満を持っている。</p> <p>又、2018 年から 2020 年の取り組みの時にこれらの年の実績が今後の公的 IQ 管理の基準となるとの説明は全くなかった。今後も漁獲配分の格差は、縮まることなく影響をし続けるので不公平である。</p> <p>保戸島の 20 トン以上の漁船は、これまで主に中南漁場を操業しており、くろまぐろの漁獲はほとんどなかったため、漁獲配分は、1 トンも満たない。</p> <p>20 トン未満の漁船に関しても、これまで主に東沖漁場等、日</p>	

	<p>本近海で操業しているが、他の地区の漁業者と比べ、くろまぐろ漁獲配分に格差があるため漁獲配分に納得いかない漁業者がほとんどである。</p> <p>操業現場においては、くろまぐろの資源は、増えていると実感している漁業者が多いので、この数年間自由に操業を行わせ、その結果、過去の漁獲実績の基準にしてはどうかと考える。そうすれば漁業者も納得すると考える。</p> <p>現在の均等割り 30%では実績作りができないので、均等割りを40%以上にするなど、少しでも均等割りを増やして欲しい。</p>	
<p>【変更事項3】「別紙2-4 さんま」、「別紙2-5 まあじ」、「別紙2-6 まいわし太平洋系群」及び「別紙2-7 まいわし対馬暖流系群」における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への区分に係る基準年の更新について</p>		
47	<p>変更事項3 別紙2の4 さんま、別紙2の5まあじ、別紙2の6 まいわし太平洋系群 及び 別紙2の7 まいわし対馬暖流系群 における漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分に係る基準年の更新について</p> <p>1 2 配分基準の変更 部分について</p> <p>(1) まいわし対馬暖流系群については、特定の海域への急激な資源の来遊が発生していることから、国の保留枠や未消化枠の速やかな融通や近年の状況を鑑みた資源評価や配分基準の算定をするよう検討いただきたい。資源評価と漁業現場の操業実態の間の乖離を少しでも埋めるために、漁期途中であっても直近年の漁獲実績を加味した評価手法の開発や配分が必要と考える。</p>	<p>資源管理の基礎となる資源評価は、調査結果等に基づいて、関係県の試験場を含む研究機関で十分な議論を行い実施しております。また、国内外の有識者による第三者レビュー等も通じて、科学的に適切な資源評価となるよう精度向上にも取り組んでいます。</p> <p>T A Cの柔軟な運用に関しては、これまでも、</p> <p>①漁場の変動等に応じた国の留保からの追加配分</p> <p>②突発的な加入があった場合の、T A Cの翌年度からの繰入などの制度を導入してきたところです。</p> <p>今後も、資源の特性や漁業の実態を踏まえつつ、科学的根拠に基づいて、より良いT A C管理を実現するための制度を検討してまいります。</p>

	<p>(2) 現状の資源評価では、前年の漁獲情報を用いて前年の資源量や親魚量等を推定し、現状や翌年以降の資源量等を予測計算している。同様に、TAC管理を決めるためのABCについても前年までの資源量等から、漁獲管理規則を用いて将来予測(1万回シミュレーション)し、将来予測した結果の平均値をABCとして設定している。資源評価によってABCを算定する場合、将来予測によって計算された結果になるので、デジタル報告によって漁獲情報を迅速に把握し、資源評価に反映できる体制が整うまでは、90パーセント予測区間内(資源評価資料の網掛け部分)で、漁獲量を管理できるように幅を持たせた管理を検討していただきたい。これにより、急激な漁獲の上振れにも対応できると考える。</p>	
<p><b>【変更事項4】「別紙2-5 まあじ」における資源管理目標の見直しについて</b></p>		
<p>48</p>	<p>変更事項4 別紙2の5 まあじ における資源管理目標の見直しについて</p> <p>漁業者や漁業経営体の経営維持のため、まあじを含めTAC魚種に係る漁獲シナリオについては漁業経営への影響を最大限に考慮すべきであり、管理期間の途中であっても資源の回復がみられるのであればシナリオの見直しについて柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>資源管理基本方針の第9に規定されているとおり、漁獲シナリオについての検討は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案しておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとしています。</p> <p>他方で、仮に資源状態に大きな変化があった場合などは、その都度、漁獲シナリオの見直しの必要性について検討を行ってまいります。</p>

【変更事項5】「別紙2-6 まいわし太平洋系群」における漁獲シナリオの見直しについて

49	<p>変更事項5</p> <p>「別紙2の6 まいわし太平洋系群」における漁獲シナリオの見直しについて</p> <p>業界各社が、サバ類取扱い激減や電力費高騰等で苦しんでいる中、唯一まとまった漁獲が期待できるマイワシを供給数量は大変に重要です。</p> <p>長期的な資源減少リスクも理解はできますが、それ以上に重要な上記課題を解決するために、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数1.3として頂き、現状の漁獲量が最大化できる状況として頂きたいと考えます。</p>	<p>本年9月に資源管理の方針に関する検討会（ステークホルダー一会合）を開催し、漁獲シナリオの見直しについて関係者から意見を聴いたところ、現行の漁獲シナリオのうち漁獲圧力について、令和6年から令和7年までの2年間、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数として1.3を支持する意見が多数あったものの、1.0を超える漁獲圧で漁獲を続けることは、加入の減少等が生じた際に資源を減少させるリスクが高まることから、1.2を継続する案も併記し、意見募集を行ったところです。意見募集の結果、1.2を継続する案を支持する意見はなく、1.3に変更することを支持する意見のみでした。</p> <p>今回の意見募集でいただいた御意見や、現行の漁獲シナリオが策定された令和2年（2022年）の5年後にあたる再来年に漁獲シナリオの見直しが検討される予定であること等を踏まえ、令和6年から令和7年までの2年間については、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数は1.3とすることとしました。</p> <p>ただし、毎年資源評価の結果、当該期間及び令和8年（2026年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直すこととします。</p>
----	---	--

50	<p>変更事項 5</p> <p>「別紙 2 の 6 まいわし太平洋系群」における漁獲シナリオの見直しについて、長期的な資源減少リスクも理解できますが、資源量が豊富で目標管理基準値の達成確立も高い水準を維持しているのであれば<math>\beta = 1.3</math>として、より獲れる環境を漁業者へ提供すべきと考えます。</p> <p>水産加工業がサバ類を中心とした取り扱い魚の激減や電力費高騰等で苦しんでいる中で、まとまった漁獲が期待できるまいわしの供給数量は極めて重要なポイントになると考えます。</p> <p>可能な限り、現状の漁獲量が最大化できる状況にして頂きたいと考えます。</p>	
51	<p>変更事項 5 の「別紙 2 の 6 まいわし太平洋系群」における漁獲シナリオの見直しについて」に関して、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っている以上、最大持続生産量を達成する水準に 1.3 を乗じた漁獲圧力としていただきたいです。</p> <p>サバが記録的な不漁にあるなか、ガソリンや電力費等のコストも高騰しています。漁獲量の期待できるまいわしの供給数量は最大化すべきだと考えます。</p>	

5 2	<p><b>【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サバ類の不漁により、サバ缶詰等の生産を停止しているメーカーが増えているなど、国民生活に影響が大きく出始めている。</li> <li>・また、水産資源不足等により、輸入も儘ならない状況下、国内で水産資源を確保する視点が重要になってきている。</li> <li>・現段階においては、唯一まとまった漁獲が期待できるマイワシを適切に供給することは、食料安全保障の見地からも一層重要になっていると考えます。</li> </ul>	
5 3	<p>変更事項5のマイワシの<math>\beta</math>値については、1.3を要望します。1.3でも目標管理基準値達成率も高く問題はないかと思えます。又、現在のTAC管理では、TAC数量をまんべんなく消化することは不可能であり、漁業種類別の割り当てからの融通も相手側が余裕がないと話が進みません。今後は、経済性も考えたTAC運用も考えるべきであると思えます。</p>	

5 4	<p>【変更事項5】「別紙 2-6 まいわし太平洋系群」における漁獲シナリオの見直しについて</p> <p>以下のように定めるべきとの意見をさせていただきます。</p> <p>「令和6年（2024年）から令和7年（2025年）までは、令和5年（2023年）の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する水準に1.3を乗じた漁獲圧力とする。ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和8年（2026年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。」</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>まいわしの漁獲量の増加は、水産資源の供給サイドからの帰結であり、さば、さんまなど他の魚種の漁獲量の減少を補う形で水産事業者の経済的安定に寄与しています。現状1.3倍の数値が水産資源の毀損に繋がるという科学的根拠がない限り、国内水産事業の経済的視点から合理的かと思われまます。</p> <p>水産資源の維持は世界的に重要なサステナビリティの課題であり、今後まずは、資源の安定的保護と自然環境の維持とのバランスを考慮すべきです。したがって漁獲量の規制は、サステナビリティに関する科学的な検証を踏まえつつ、経済的な視点と国際間の協調において政府が適切な政策を実行すべきものと考えまます。</p>	
-----	--	--

55	<p>5. 変更事項5：マイワシ太平洋系群の漁獲シナリオの見直し（ベータを1.2のままにするか、1.3に上げるか）</p> <p>・9ページ目の「2 漁獲シナリオの変更」の（1）丸2の2パラ目について、漁獲シナリオとしてベータ=1.3が適当。  （理由）ベータ=1.3の場合、親魚量が2031年に目標管理基準値118万トンをはるかに上回る「184万トン」を上回る確率「85%」と示されている。他魚種での通常のパターンだと、2031年に目標管理基準値118万トンを上回る確率が50%程度のベータが選択されており、今回案ではベータ=1.3であってもこれより大幅に安全率を見込んだシナリオである。ベータ=1.2の場合、「184万トン」を上回る確率は93%であり、そこまで安全率を見込む必要性は理解し難い。マイワシ太平洋系群では、道東沖での公的IQ化にともない、総量管理枠がかつてより小さい枠で漁場形成によっては窮屈な管理を強いられていることから、安全率が確保されるシナリオの下、少しでも余裕のあるベータ=1.3による配分を求める。</p> <p>・10ページ目の変更後の欄に関し、（案2）1.3を採用してほしい。  （理由）上記に同じ。</p>	
----	---	--

56	<p>三重県ばっち網漁協（27 組合員）及び三重県船びき網漁業組合（24 組合員）の組合員は、伊勢湾海域及び伊勢湾口海域において、船びき網漁業（ばっち網、いわし・いかなご船びき網）、伊勢湾口いわし・いかなご船びき網漁業等の機船船びき網漁業を営んでおり、これらは地域経済を支える主幹漁業となっています。</p> <p>ばっち網・船びき網漁業の漁獲対象魚種は、イカナゴ、マイワシ、カタクチイワシが主で、三重県漁業調整規則や機船船びき網漁業の許可内容及び制限等の遵守を徹底し操業しています。また、資源状況を反映した資源管理措置として、解禁日・終漁日の設定、操業日数・操業時間の調整等の自主的資源管理措置を実施しています。</p> <p>さらに、3月から6月頃を漁期とするイカナゴ漁については、漁期終了時点において20億尾以上の産卵親魚を確保することにより、徹底した資源管理漁業を実践してきましたが、2016年頃から資源が絶滅状態となり2023年まで8年連続で操業自粛を続けています。</p> <p>また、マイワシ及びカタクチイワシ漁については、通常6月頃から漁期に入りますが、今年は、生育状態の悪化により操業開始を7月下旬まで延期し、現在も週3日操業を実践しています。</p> <p>資源状況の悪化は、温暖化による海水温上昇とそれによる溶</p>	<p>本年9月に資源管理の方針に関する検討会（ステークホルダー一合）を開催し、漁獲シナリオの見直しについて関係者から意見を聴いたところ、現行の漁獲シナリオのうち漁獲圧力について、令和6年から令和7年までの2年間、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数として1.3を支持する意見が多数あったものの、1.0を超える漁獲圧で漁獲を続けることは、加入の減少等が生じた際に資源を減少させるリスクが高まることから、1.2を継続する案も併記し、意見募集を行ったところ、意見募集の結果、1.2を継続する案を支持する意見はなく、1.3に変更することを支持する意見のみでした。</p> <p>今回の意見募集でいただいた御意見や、現行の漁獲シナリオが策定された令和2年（2022年）の5年後にあたる再来年に漁獲シナリオの見直しが検討される予定であること等を踏まえ、令和6年から令和7年までの2年間については、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数は1.3とすることとしました。</p> <p>ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和8年（2026年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直すこととします。</p> <p>なお、「漁獲圧係数を1.5、2.0、2.5、3.0にした場合の親魚量が目標管理基準値を上回る確率」の計算については、再来年に漁獲シナリオの見直しについて検討する際に、研究機関とも相談しつつ、対応について検討を行います。</p>
----	--	---

存酸素の減少等の生育環境の変化、広域下水道の整備普及に伴う窒素・リン等の栄養塩の減少、栄養塩の減少に伴う植物プランクトンと藻場の減少、植物プランクトンを餌とする動物プランクトンの減少、動物プランクトンを餌とする魚介類幼稚仔の減少等の食物連鎖の輪の破壊、沖合域における外国船の乱獲操業等の要素が複合的に影響し合った結果であり、TACによる我々漁業者の漁獲制限の努力だけでは解決できないものと考えます。

マイワシ太平洋系群における漁獲シナリオの見直しについては、令和2年の資源評価結果をもとに令和3年度から令和5年度までは漁獲圧係数1.2、令和6年～令和13年までは0.85となっています。これは親魚量が目標管理基準値を50%以上の確率で上回る場合の数値です。

今回示された漁獲圧係数1.3の場合でも、親魚量が目標管理基準値を上回る確率が85%となっており、漁獲圧係数を高めてマイワシの漁獲を増やしても問題ないものと考えます。

現在、伊勢湾内では黒潮の大蛇行の影響を受けてマイワシが水揚げされていませんが、養殖業への餌の供給に加えて、食料自給率を高めるためにも、資源が豊富な時に可能な限り漁獲していきたいと考えています。

つきましては、このような点から漁獲圧係数については1.3を強く要望します。

	<p>また、機船船びき網漁業を取り巻くこのような厳しい環境下で、我々の漁業経営は危機的な状況となっているので、喫緊の課題として、春先のイカナゴ漁に換わる新しい漁業を創造するまでの間の経営維持方策を考えなければなりません。</p> <p>つきましては、漁獲圧係数が1.2と1.3しか例示されていませんので、伊勢湾における機船船びき網漁業の生き残りに資するため、さらなる漁獲圧係数の引き上げについても検討いたしたく、漁獲圧係数を1.5、2.0、2.5、3.0にした場合の親魚量が目標管理基準値を上回る確率を示していただきますよう要望いたします。</p>	
57	<p>三重県のまき網によるマイワシ漁獲量は、黒潮大蛇行の影響なのか少ない状況にあります。</p> <p>北海道では多くのマイワシ漁獲情報がありますが、マイワシの魚群が南下する可能性もあり目標管理基準値を大きく上回っているのであれば、漁獲圧係数は1.3で要望します。</p> <p>マイワシはまき網の主要な漁獲対象種でもある為、少しでもTAC枠を確保できるような対応をお願いし、資源の減少のリスクを減らして頂きたい。</p>	<p>本年9月に資源管理の方針に関する検討会（ステークホルダー一国会）を開催し、漁獲シナリオの見直しについて関係者から意見を聴いたところ、現行の漁獲シナリオのうち漁獲圧力について、令和6年から令和7年までの2年間、最大持続生産量を達成する水準に乗じる係数として1.3を支持する意見が多数あったものの、1.0を超える漁獲圧で漁獲を続けることは、加入の減少等が生じた際に資源を減少させるリスクが高まることから、1.2を継続する案も併記し、意見募集を行ったところです。意見募集の結果、1.2を継続する案を支持する意見はなく、1.3に変更することを支持する意見のみでした。</p>
58	<p>マイワシの係数に1.2を用いなければならない理屈がわからない。これまでの説明から通常考えれば1.3でいいのではないか。</p>	<p>今回の意見募集でいただいた御意見や、現行の漁獲シナリオが策定された令和2年（2022年）の5年後にあたる再来年に漁獲シナリオの見直しが検討される予定であること等を踏まえ、令和6年から令和7年までの2年間については、最大持続</p>

		<p>生産量を達成する水準に乗じる係数は1.3 とすることとしました。</p> <p>ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和8年(2026年)のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直すこととします。</p> <p>同上</p>
<p><b>【変更事項6】「かたくちいわし対馬暖流系群」及び「うるめいわし対馬暖流系群」の特定水産資源への追加について</b></p>		
59	<p>R5. 10. 16開催の意見交換会(開催場所:福岡県)の資料では、ステップ1・2で最長3年間を想定と記載されており、かつ、ステップ2で課題解決ができない場合はステップ3には移行しないとの説明があった。</p> <p>今回の告示案では、「令和7管理年度中にステップ1・2の進展を得て、令和8管理年度からステップ3を開始することを目指す。」とあるが、これまでもステークホルダー会合等で発言してきたとおり、本系群のみ2年でステップ3を開始するのは無理があるのではないか。</p> <p>また、太平洋系群は、特定水産資源への追加が延期され、対馬暖流系群のみR6. 1からステップ1が開始される。仮に操業停止命令が発動されるステップ3の開始時期が、対馬暖流系群と太平洋系群が異なった場合、漁業者及び加工業者等に、不公平が生じることも考慮しなければならない。</p> <p>少なくとも、対馬暖流系群と太平洋系群のステップ3開始時期は同じにすべきであり、このことからステップ1・2の短</p>	<p>ステップ1とステップ2の期間については、合わせて3年間を想定していますが、カタクチイワシ対馬暖流系群及びウルメイワシ対馬暖流系群については、両系群を漁獲する主な漁業者がTAC管理に取り組んで来た実績がある等、一定の取組が進んでいると考えられることから、両ステップを合わせて2年間を想定しています。ただし、ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。</p> <p>特定水産資源への指定やステップ管理の取組については、資源ごとに検討することが基本ですが、同一魚種について資源毎にTAC管理の開始時期が異なることに関する御懸念は承知しており、カタクチイワシ太平洋系群についてもTAC管理開始に向けた検討を速やかに進めてまいります。</p>

	縮は到底考えられないし、受け入れられない。	
60	<p>6. 変更事項6：カタクチ・ウルメ対馬系のTAC化（来年1月1日よりステップ1）</p> <p>（1）全体的意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これら両魚種は、大中まき網では、専ら混獲で漁獲される、漁場形成に応じて専獲を行う等、地域より、また年により漁獲量のばらつきが大きい魚種。</li> <li>・このことから、混獲や急な漁場形成により、漁期の途中で、これら両魚種だけではなく他の主要魚種（さば類、マイワシ、マアジ）の操業を止めることの無いよう、混獲のための規定や突発的加入時のTAC追加規定等を設けるべき。</li> </ul> <p>（2）個別意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のその他の欄に関し、 「●ステップ2は、令和7管理年度から開始することとし、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展を得て、令和8管理年度からステップ3を開始することを目指す。」を 「●ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、ステップ1及びステップ2の管理の取組内容について漁業者や加工流通業者等の理解と納得とともに十分な進展を得て、令和9管理年度以降からステップ3を開始することを目指す。」に修正。</li> <li>・（理由）漁獲量報告の体制が1年間で確立しない可能性、混</li> </ul>	<p>（全体的な意見について）</p> <p>カタクチイワシ対馬暖流系群及びウルメイワシ対馬暖流系群について、比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得ることとしています。また、混獲に係る課題を含め、資源の特性や当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展があった場合にステップ3の取組を開始することとします。</p> <p>（個別意見について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステップ2のスケジュールについて、本則の規定に合わせて「ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し」としました。他方、資源管理基本方針の本則の第8の1（4）において、「新たな資源管理の推進にあたっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく」と既に規定されており、このことはステップアップ管理についても当てはまるため、その他の点については原案どおりとしました。</li> <li>・御意見のとおり、本資源について、資源の特性や当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題は複数ありますが、比較的高い水準の加入があったと考えられる</li> </ul>

<p>獲や突発的加入に係る規定の検討が1年間で終わらない可能性、あるいは漁業関係者の十分な理解と納得が得られない可能性、すなわちステップ1が令和6年の1年間で終了しない可能性が高いことから、延長の余地を残す書き方とすべき。同様にステップ2も開始が1年遅れたり、令和7年の1年間で終了しない可能性があることから、少なくとも「ステップアップの考え方」で想定されている年限まで余裕を持たせるべき。また「十分な進展」においては、具体的な課題についての解決策を示し「漁業者、加工流通業者等」の理解と納得が得られることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙のその他の欄に関し、 「●比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。」を「●比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加、混獲の取り扱い、上振れリスク等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。」に修正。</li> <li>・(理由) 大中まき網では、カタクチ・ウルメ両魚種が混獲として漁獲されることが大部分。他魚種を含めた操業の安定した継続を確保するためにも、混獲の取扱いに関する規定の検討は必須。またこれら両魚種は資源変動が激しいことから、特に資源の上振れリスクに関する規定の検討も必要不可欠。</li> </ul>	<p>場合の漁獲可能量の追加に係る規定については、関係者の御関心が特に高い重要な課題であるため、当該課題については資源管理基本方針の中で明記することとしました。</p>
---	--

<p>6 1</p>	<p>変更事項6 かたくちいわし対馬暖流系群 及び うるめいわし対馬暖流系群の特定水産資源への追加について</p> <p>1 報告期限 部分について</p> <p>煮干等としての加工利用が多いかたくちいわしのT A C報告期限については、漁獲から加工、出荷までに時間が掛かる場合もあり、漁獲数量把握までに時間を要するため、漁業や加工現場の実態に応じ漁業関係者に無理のない報告時期を認めるなどの対応をお願いしたい。</p> <p>2 その他 部分について</p> <p>(1) 漁獲実績報告体制や比較的高い水準で加入があった場合のT A C追加手法など、ステップ1及び2で課題解決できない場合はステップ3へ移行しない旨を明記していただきたい。これまでの新規T A C導入に関する各種説明、検討会、意見交換会等では、現場での理解が十分に得られてからT A Cに移行する旨の説明があり、そのように理解していたが、残念ながら現状は国が考えるスケジュール前提で進んでいる感がある。については、立ち止まる条件についても明記していただきたい。</p> <p>(2) 日本海側、太平洋側など資源評価の系群が異なる海域であっても国内では同一種として売買、利用されている。T A C管理開始時期の系群間のずれ込みは、国内流通等に影響を及ぼし、市場に混乱を招く恐れがある。については、同一魚種においてはすべての系群で同時にステップ3に移行することを明記していただきたい。</p>	<p>適切なT A C管理のためには、速やかな漁獲量の把握が重要です。このため、漁獲量等の報告期限は、既存のT A C魚種と同様に、「陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで」とすることが妥当と考えております。なお、ステップアップ管理では、ステップ2までに漁業者による漁獲量等の報告体制並びに漁獲量等に係る情報収集体制を確立することとしており、水産庁としても、関係する都道府県と協力しながら、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>ステップ2からステップ3への移行にあたっては、ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとしています。このため、ステップ3の開始に先立ち、ステップ1及びステップ2における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けることとしています。</p> <p>特定水産資源への指定やステップ管理の取組については、資源ごとに検討することが基本です。他方、同一魚種について資源毎にT A C管理の開始時期が異なることに関する御懸念は承知しており、同一魚種の異なる系群の資源について、特定水産</p>
------------	--	---

		<p>資源の指定のタイミングやステップアップ管理のスケジュールについて出来るだけ合わせられるよう、検討を進めてまいります。</p>
62	<p>ステークホルダー会合において、同一魚種であれば、他系群で議論されている内容について紹介（説明）してほしい。</p> <p>例えば、PGY（若齢魚の漁獲量が最大になる親魚量を目標値とする）という選択肢があれば、それを早い時期に示してもらえれば早い段階で検討ができた。</p> <p>資源の特徴が異なるため、系群が分けられているのは理解するが、目標値の設定や管理方法については、事前に共有していただかないと不公平感を感じる。</p> <p>外国船も漁獲している資源の TAC 設定について、外国の分も日本の TAC に含めることについて、対外的に説明しきれぬのか？</p> <p>日本の漁業者の負担を考えれば、この外国の分を日本の TAC に含める運用は適切な対応だと思う。これには賛成です。</p> <p>日本の漁業者が漁獲制限をして努力しても、外国船が大量に漁獲しては元も子もありません。資源は回復しません。海外には強く、自制するように主張すべきと思います。</p> <p>漁業者が漁獲制限しても資源が回復しない危険性がある、そのことを含めての緩和措置だと理解しています。</p>	<p>ステークホルダー会合における、同一魚種の他系群で議論されている内容について紹介（説明）に係る御意見については、議論の関連性や会議時間等も踏まえつつ、可能な範囲で対応してまいります。なお、ステークホルダー会合の資料や議事録は水産庁のホームページで公表しているの、御覧いただけると幸いです。</p> <p>カタクチイワシ対馬暖流系群については、韓国も漁獲をしており、日本と韓国周辺の資源は生物学的には同一の可能性があり、ただし、カタクチは遊泳力が小さいために産卵場付近にとどまっていることが多いと考えられ、日本水域でのカタクチイワシ資源を適切に維持・回復させるためには、我が国による適切な管理の導入が不可欠です。また、今回、漁獲シナリオの検討のベースとなった資源評価においても韓国の漁獲を考慮しておらず、このため、資源評価で計算された A B C の全量を国内の T A C として設定することは妥当であると考えています。</p> <p>捕食者による捕食が資源へ与える影響について、魚は、漁業による漁獲に加え、様々な要因によって死亡します。この漁獲以外による死亡を「自然死亡」と呼びますが、資源評価において資源量を推定する際には、この自然死亡で死ぬ量も加算して</p>

<p>TAC 対象魚種には種間関係があり、例えばカタクチイワシが増えればマイワシが減るといった関係がありますが、両方増やすことは不可能だと思います。</p> <p>サバ類が増えれば、カタクチイワシが減るという関係もあるようです。</p> <p>カタクチイワシを増やそうと思った時に、サバ類には減ってもらわないといけません。</p> <p>上記の外国船と同じケースだと思います。外国船＝サバの捕食です。</p> <p>日本の漁業者がカタクチイワシの漁獲制限を頑張っても、外国船が獲ってしまえば資源は回復してこない。サバが捕食してしまえば回復してこない。</p> <p>特に餌生物であるカタクチイワシのような魚種にとっては、この捕食魚の捕食分も、外国船と同じ扱いで日本のTACに含めるべきだと思います。</p> <p>ご検討をお願いします。</p>	<p>います。当該自然死亡にはサバ類の捕食による死亡も含まれているため、本系群の資源量を推定する際には、サバ類によって捕食される量も加算されています。このため、現時点では、資源評価によって算出されたABCを基にTAC設定を行うことは妥当だと考えています。</p>
--	---